

大阪市淀川区 新東三国地域

地区防災計画

2021年3月



新東三国地域活動協議会

<http://shmikuni.jimdofree.com>



I. 知っておきたいこと

1. 地区防災計画とは	5
2. 新東三国地域の地区防災計画の基本的な考え方	6
3. 日本における自然災害の状況	7
4. 新東三国地域の基礎データ	8
5. 新東三国地域の災害リスク	9
6. 新東三国地域の震度予測分布図ー上町断層帯地震/東南海・南海地震ー	10
7. 新東三国地域の震度予測分布図・液状化予想図ー南海トラフ巨大地震・液状化ー	11
8. 新東三国地域の津波浸水想定区域図ー南海・東南海地震/南海トラフ巨大地震ー	12
9. 新東三国地域の浸水想定区域図ー神崎川・安威川・高川・天竺川/淀川ー	13
10. 新東三国地域の浸水想定区域図ー内水氾濫/高潮氾濫ー	14
11. もしも、地震が起きたら・その震度はどんな揺れ？	15
12. 新東三国地域に住んでいる人についてー社会特性ー	16
13. 新東三国地域では、普段こんな団体がさまざまな活動をしています	17
14. 新東三国地域の一番大きなフィールドは地域活動協議会です	18
15. 新東三国地域における防災の役割ーいつ・だれが・何をどうするー	19

II. 想像して、準備しておくこと

1. 地震からいのちを守るための家の中の安全対策	21
2. 地震や風水害からいのちを守るための家の外の安全対策	22
3. 新東三国地域の災害時避難所・一時避難場所・津波避難ビルはこちらです	23
4. 覚えておきたい！もしもの時の情報入手先・連絡先	24
5. もしもの時の物の備えー家庭の備蓄と非常用持出袋ー	25
6. 訓練という備えー防災人材育成のための学ぶ・見る・行動するー	26
7. つながりという備えーコミュニティ防災ー	27

III. 考えて、行動すること

1. 災害発生直後の行動ー地震編ー	29
2. 発災後の状況に応じた避難行動ー地震津波なし編ー	30
3. 発災後の状況に応じた避難行動ー地震津波あり編ー	31
4. 発災後の状況に応じた避難行動ー水害編ー	32
5. 防災気象情報と警戒レベルとの対応について	33
6. 水害タイムラインーいつ・だれが・何をどうするー	34
7. 正しい避難判断のための情報収集	35
8. 助け合うルールー自助・近助・共助・公助ー	36
9. 要配慮者・帰宅困難者へのサポートー隣近所の助け合いで被害を最小限にー	37
10. 新東三国地域避難所の開設と運営（新型コロナ禍版）	38
11. 新東三国災害時避難所開設の概要	39
12. 新東三国地域災害時避難所開設の流れ	40
13. 新東三国地域災害時避難所開設運営に必要な役割とミッション	41
14. 新東三国地域災害時避難所の約束ごと	42
15. 新東三国地域災害時避難所の約束ごとー新型コロナ禍による追加項目ー	43
16. 復旧・復興・生活再建ー被災後の生活についてー	44



Ⅳ．地域防災力を高めていくために

1. 地域防災の現状と課題1ー振興町会・町会・自治会加入数ー	46
2. 地域防災の現状と課題2ー各振興町会の災害時の初動体制ー	47
3. 地域防災の現状と課題3ー各振興町会の想定される自然災害の被害ー	48
4. 地域防災の現状と課題4ー各振興町会の防災の取組み・訓練・設備・備蓄ー	49
5. 3年後（2024年）までのやることリスト	50
6. 5年後（2026年）までのやることリスト	51

Ⅴ．地域の防災力の未来のために

1. 小学生地区防災計画①自助	53
ー家庭内の家具の配置・固定と備蓄についてー	
2. 小学生地区防災計画②自助	54
ー緊急時避難場所・緊急時連絡先などの家族会議ー	
3. 小学生地区防災計画③近助	55
ー近隣住民の助け合いについて学んだことー	
4. 小学生地区防災計画④共助	56
ー災害時の役割・取組み「共助について」ー	
5. 小学生地区防災計画⑤共助	57
ー校内の危険箇所についてー	
6. 小学生地区防災計画⑥公助	58
ー災害時の役割・取組み「公助について」ー	

Ⅵ．終わりにー感謝を込めてー

1. 謝辞	59
-------	----





新東三国 地区防災計画

1. 知っておきたいこと

1. 地区防災計画とは	5
2. 新東三国地域の地区防災計画の基本的な考え方	6
3. 日本における自然災害の状況	7
4. 新東三国地域の基礎データ	8
5. 新東三国地域の災害リスク	9
6. 新東三国地域の震度予測分布図ー上町断層帯地震/東南海・南海地震ー	10
7. 新東三国地域の震度予測分布図・液状化予想図ー南海トラフ巨大地震・液状化ー	11
8. 新東三国地域の津波浸水想定区域図ー南海・東南海地震/南海トラフ巨大地震ー	12
9. 新東三国地域の浸水想定区域図ー神崎川・安威川・高川・天竺川/淀川ー	13
10. 新東三国地域の浸水想定区域図ー内水氾濫/高潮氾濫ー	14
11. もしも、地震が起きたら・その震度はどんな揺れ？	15
12. 新東三国地域に住んでいる人についてー社会特性ー	16
13. 新東三国地域では、普段こんな団体がさまざまな活動をしています	17
14. 新東三国地域の一番大きなフィールドは地域活動協議会です	18
15. 新東三国地域における防災の役割ーいつ・だれが・何をどうするー	19

1. 地区防災計画とは

もしも、自分たちの地域に災害が起きたら…。そのための準備と災害時の行動計画をみんなで作ること。それが地区防災計画です。

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法の改正では、自助及び共助に関する規定が追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。(平成26年4月1日施行)

計画の基本的な考え方

《地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画》

地区防災計画は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画です。

また、地区居住者等による計画提案制度が採用されていることもボトムアップ型の一つの要素です。

《地区の特性に応じた計画》

地区防災計画は、都市部のような人口密集地、郊外、海側、山側、豪雪地帯等あらゆる地区を対象にしており、各地区の特性(自然特性・社会特性)や想定される災害等に応じて、多様な形態をとることができるように設計されており、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ(地区)の範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて、自由に決めることができます。

《継続的に地域防災力を向上させる計画》

地区防災計画については、単に計画を作成するだけでなく、計画に基づく防災活動を実践し、その活動が形骸化しないように評価や見直しを行い、継続することが重要です。

《計画提案》

本制度は、市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み(計画提案)を定めています。

2. 新東三国地域の地区防災計画の基本的な考え方

災害が多く、将来大規模災害も予測される我が国では、災害から身を守るためには、政府による「公助」と連携し、自分の身は自分で守る「自助」や、近所で助け合う「近助」、町会・地域（小学校校区）で取り組む「共助」を進めることが大切です。

災害が発生した直後は、消防や警察などの公的防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんな時は地域の協力体制が有効です。

実際に阪神・淡路大震災では、倒壊家屋の下から救出された全体の約8割の人は、近隣の人々により救出されており、また、約7割弱が家族を含む「自助」、約3割が隣人等の「近助」「共助」により救出されるとともに、その後の復旧・復興にも大きな力を発揮しました。

また、東日本大震災の時のように避難所生活が長引く場合にも、地域住民が助け合って、様々な困難を乗り越えなければなりません。

私たちの地域では、平時から「自助」として各自・各家庭で食料・飲料水等の備蓄と家具の固定、耐震化等を進めていくとともに、地域で起こりそうな災害や災害リスクを把握し、隣近所で助け合う「近助」、町会や地域（小学校校区）という単位で連携する「共助」のルールを地域に関わる人全てで共有することで、災害時における「自助」「近助」「共助」を途切れることなく実行し「公助」につなぐため、この計画に基づき、防災・減災活動の推進と防災人材育成による持続的な地域防災力の向上に努めていきます。

計画対象地区・策定主体（メンバー）・協力（指導・支援）

計画対象地区

概ね大阪市立新東三国小学校校区
大阪市淀川区東三国2丁目から3丁目

策定主体

新東三国地域活動協議会

協力（指導・支援）

〈指導〉
大阪市立大学 大学院生活科学研究科
准教授 生田英輔 先生

〈支援〉
大阪市立大学 生田研究室

策定メンバー

新東三国地域活動協議会
会長 仲川 勝
副会長 辻本 啓二
副会長 増田 裕子
総務 中畑 春夫
会計 刈山 美知子
会計 平野 朱美
書記 坊 雪子

3. 日本における自然災害の状況

災害を受けやすい日本の国土

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっています。

世界全体に占める日本の災害発生割合は、マグニチュード6以上の地震回数20.8%、活火山数7.0%、死者数0.4%、災害被害額18.3%など、世界の0.25%の国土面積に比して、非常に高くなっています。

■台風・豪雨

我が国は、おおむね温帯に位置し、春夏秋冬のいわゆる四季が明瞭に現れる。そして、四季の様々な気象現象として現れる台風・大雨・大雪などは時には甚大な被害をもたらすことがあります。

春から夏への季節の変わり目には、梅雨前線が日本付近に停滞し、活動が活発となって多量の降雨をもたらします。

また、夏から秋にかけて熱帯域から北上してくる台風は、日本付近の天気 zu 大きな影響を及ぼしており、毎年数個の台風が接近（年平均10.8個）上陸（年平均2.6個）し、暴風雨をもたらしたり前線の活動が活発となって大雨を降らせたりします。

■洪水・土砂災害

我が国は、その急峻な地形ゆえに、河川は著しく急勾配であり、ひとたび大雨に見舞われると急激に河川流量が増加し洪水などによる災害が起こりやすくなっています。特に洪水時の河川水位より低い沖積平野を中心に人口が集中し、高度な土地利用が行われるなどの国土条件の特徴と相まって河川の氾濫等による被害を受けやすくなっています。

■地震・津波

地震の震源と火山のほとんどは、ともに地球上の特定の場所に帯状あるいは線状に細長く分布しています。これらの分布と世界のプレートの分布を比較すると、地震の震源や火山の集中しているところのほとんどにはプレートとプレートの境界があることが分かります。

海洋プレートと大陸プレートの境界に位置しているためプレートの沈み込みにより発生するプレート境界型の巨大地震、プレートの運動に起因する内陸域の地殻内地震などが発生しています。また、四方を海に囲まれ海岸線は長く複雑なため、地震の際の津波による大きな被害も発生しやすくなっています。

出展：内閣府ウェブサイト防災情報のページ「我が国の災害の状況」。

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h18/bousai2006/html/honmon/hm01010101.htm>

4. 新東三国地域の基礎データ

■地域概要

- ・ 範囲：大阪市淀川区東三国2・3丁目
- ・ 校区：新東三国小学校・東三国中学校

■特徴

- ・ 新東三国地域は淀川区の最北東部で一級河川の神崎川の南岸に位置し、大阪メトロ御堂筋線とJR京都線に挟まれた地域です。
- ・ 地域内には樹齢600年といわれる大樟のある蒲田神社があります。
- ・ 比較的新しく開発されたマンションや集合住宅が立ち並び、若い世代も地域活動に多く参画しています。

■地域資源

- ・ 歴史資源：蒲田神社＝創建は平安期ともいわれ、明治22年より蒲田神社と名乗ります。境内には「千年樟」など、多くの大樟があります。
- ・ 自然資源：神崎川＝大阪府のアダプトリバープログラム※に参加しています。
※アダプトリバーとは＝地域の団体等に河川の一定区間の美化活動を継続的に行うものです。河川管理者（各土木事務所など）、参加団体、及び地元市町村の三者で、参加団体の美化活動の内容や、河川管理者・市町村の協力・分担内容などを定めて協定を結ぶものです。

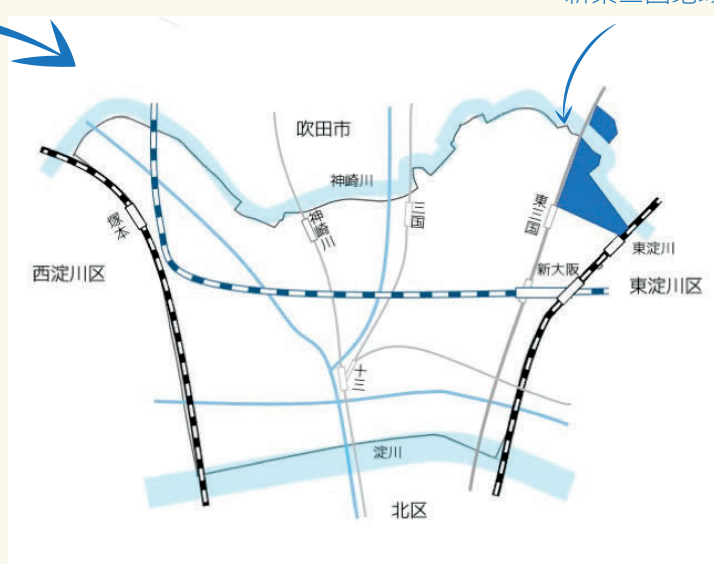
■教育施設

- ・ 大阪市立新東三国小学校＝東三国・北中島の二つの小学校の児童数が増えた為に校区を組みかえて淀川区内16番目の小学校として昭和57年に開校しました。

《大阪市のマップ》



《淀川区のマップ》



新東三国地域

新東三国地域は、大阪市の北部にある淀川区の北東部に位置しています。

5. 新東三国地域の災害リスク

災害リスクの概要

震災リスク	想定されている地震	予想震度	津波	発生確率
	上町断層帯地震	震度6強	――	30年以内の確率が2-3%
	東南海・南海地震	震度5強	想定無し	30年以内の確率が70-80%
	南海トラフ巨大地震	震度6弱	想定無し	30年以内の確率が70-80%
	液状化	極めて発生しやすいエリアがある		
水害リスク	想定される水害		浸水深	
	神崎川が氾濫した場合（外水氾濫）		0mから3.0mの範囲	
	淀川が氾濫した場合（外水氾濫）		0mから3.0mの範囲	
	内水氾濫の場合		浸水想定なし	
	高潮が発生した場合		0.5mから5.0mの範囲	

《上町断層帯地震とは》

上町断層帯は、大阪平野に位置し、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯です。全体として長さは約42mで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層です。

本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになります。

出典：地震調査研究本部「上町断層帯地震とは」

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/f080_uemachi/

《南海トラフ地震とは》

四国沖から静岡県駿河湾にいたる太平洋沿岸(南海トラフ沿い)の地域では、ここを震源とした 大地震が繰り返し発生していることが知られています。

《南海トラフ巨大地震とは》

科学的に想定されている最大クラスの南海トラフ地震を「南海トラフ巨大地震」と呼んでいます。この地震では、下図の黄色い領域が震源域となり、太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波が来襲、最大震度は7とされています。地震の規模（マグニチュード）は9程度となります。なお、気象庁は、この震源域内で地震の規模（マグニチュード）が8を超える地震が発生した場合、最大クラスの想定に基づき、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。

出典：気象庁「南海トラフ特設ページ」

<https://www.jma-net.go.jp/osaka/jishinkazan/nankai/QandAmenu/kiso.html>

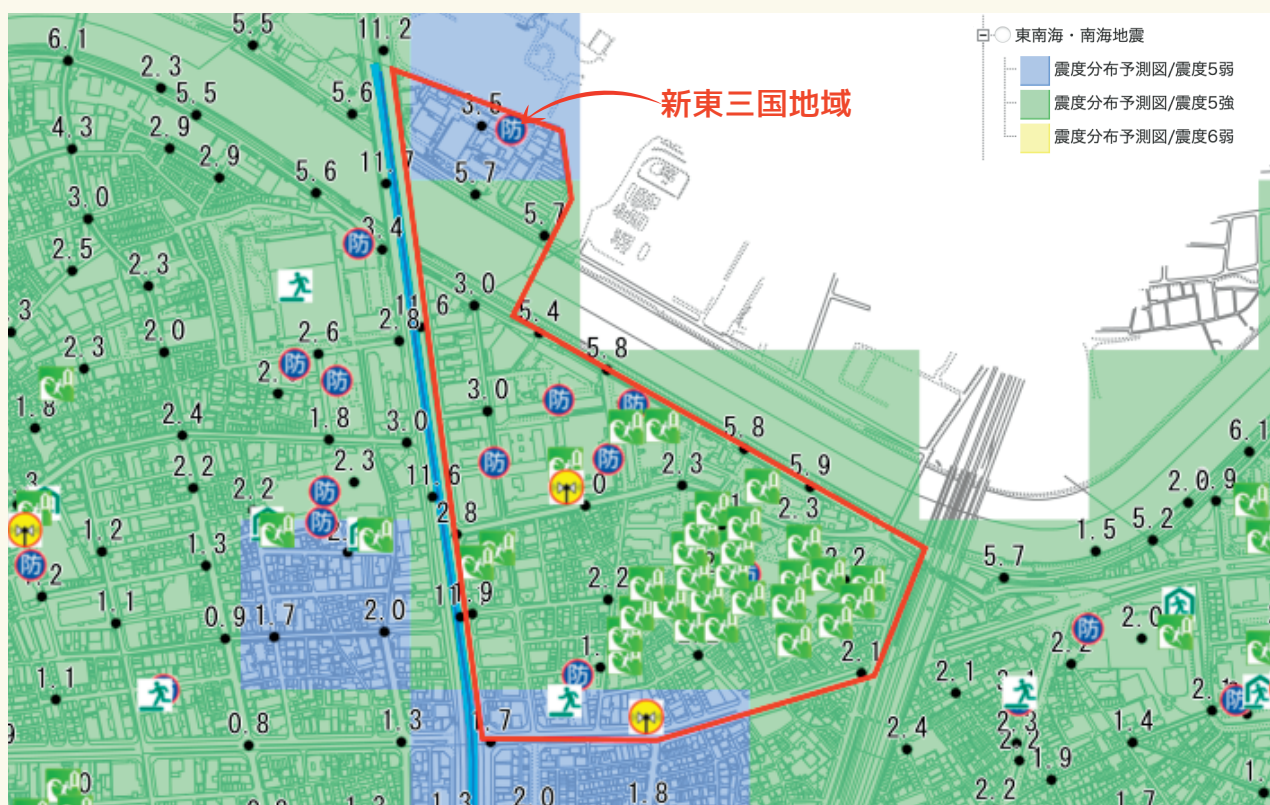
6. 新東三国地域の震度予測分布図 ー上町断層帯地震/東南海・南海地震ー

《上町断層帯地震の震度予測分布図》



出典：マップナビおさか.防災・安全・安心.「震度予測分布図」.
<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Map?mid=2&mpx=135.4952588214035&mpy=34.74271223960643&mps=5000&mtp=dm2>

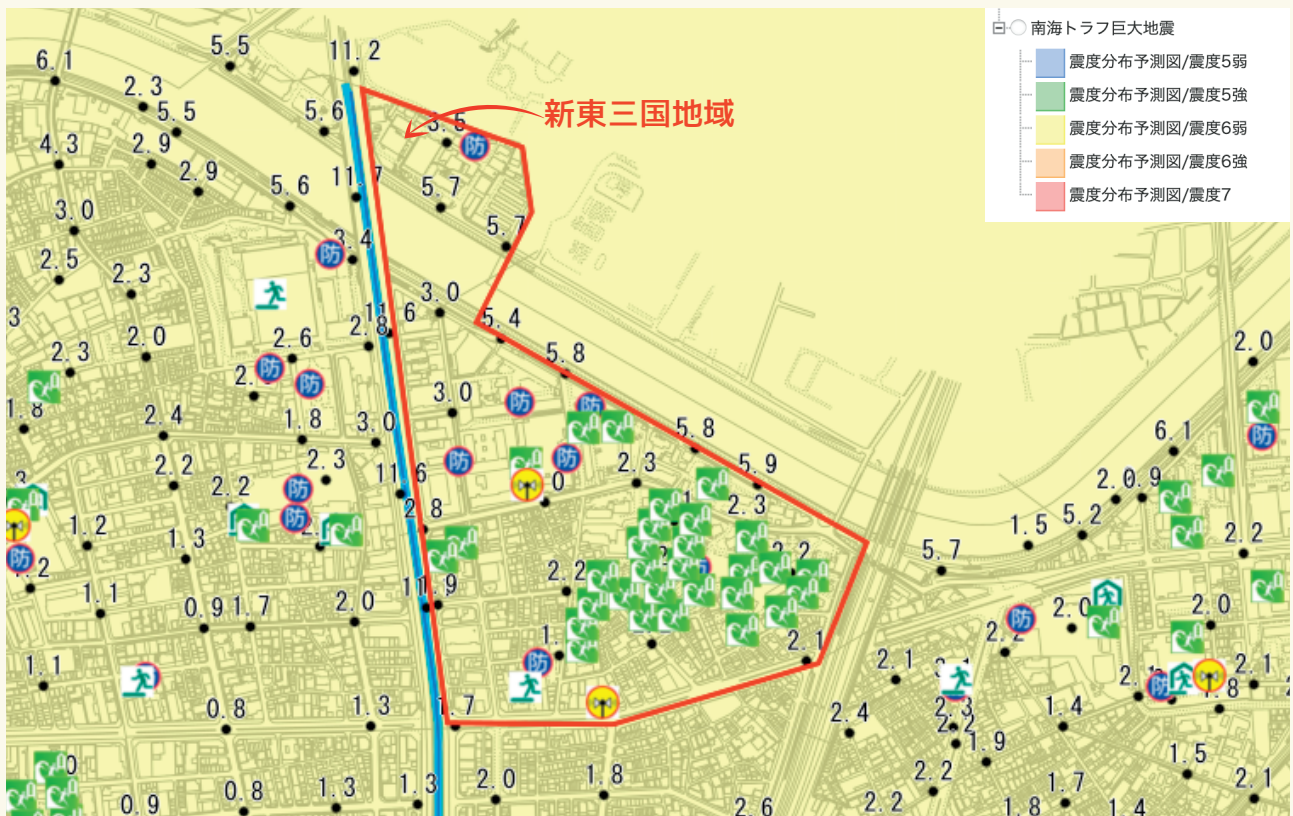
《東南海・南海地震の震度予測分布図》



出典：マップナビおさか.防災・安全・安心.「震度予測分布図」.
<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Map?mid=2&mpx=135.4952588214035&mpy=34.74271223960643&mps=5000&mtp=dm2>

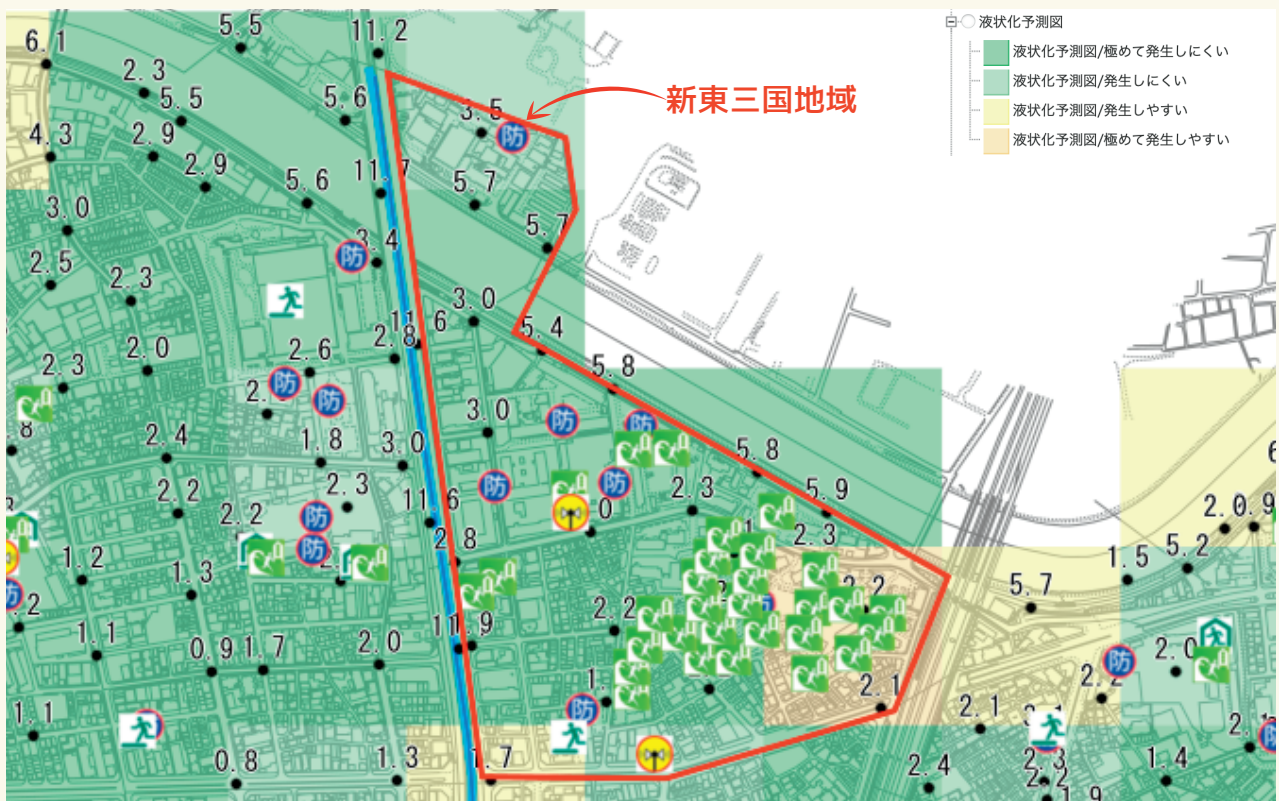
7. 新東三国地域の震度予測分布図・液状化予想図 ―南海トラフ巨大地震/液状化―

《南海トラフ巨大地震の震度予測分布図》



出典：マップナビおおさか.防災・安全・安心.「震度予測分布図」.
<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Map?mid=2&mpx=135.4952588214035&mpy=34.74271223960643&mps=5000&mtp=dm2>

《液状化予想図》



出典：マップナビおおさか.防災・安全・安心.「液状化予想図」.
<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Map?mid=2&mpx=135.4952588214035&mpy=34.74271223960643&mps=5000&mtp=dm2>

8. 新東三国地域の津波浸水想定区域図 ー東南海・南海地震/南海トラフ巨大地震

《東南海・南海地震による津波が発生した場合の浸水想定区域図》



出典：マップナビおよさか,防災・安全・安心,「浸水想定区域図」,
<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Map?mid=9&mpx=135.4992602656&mpy=34.744712040227&mps=5000&mtp=dm2&gprj=3>

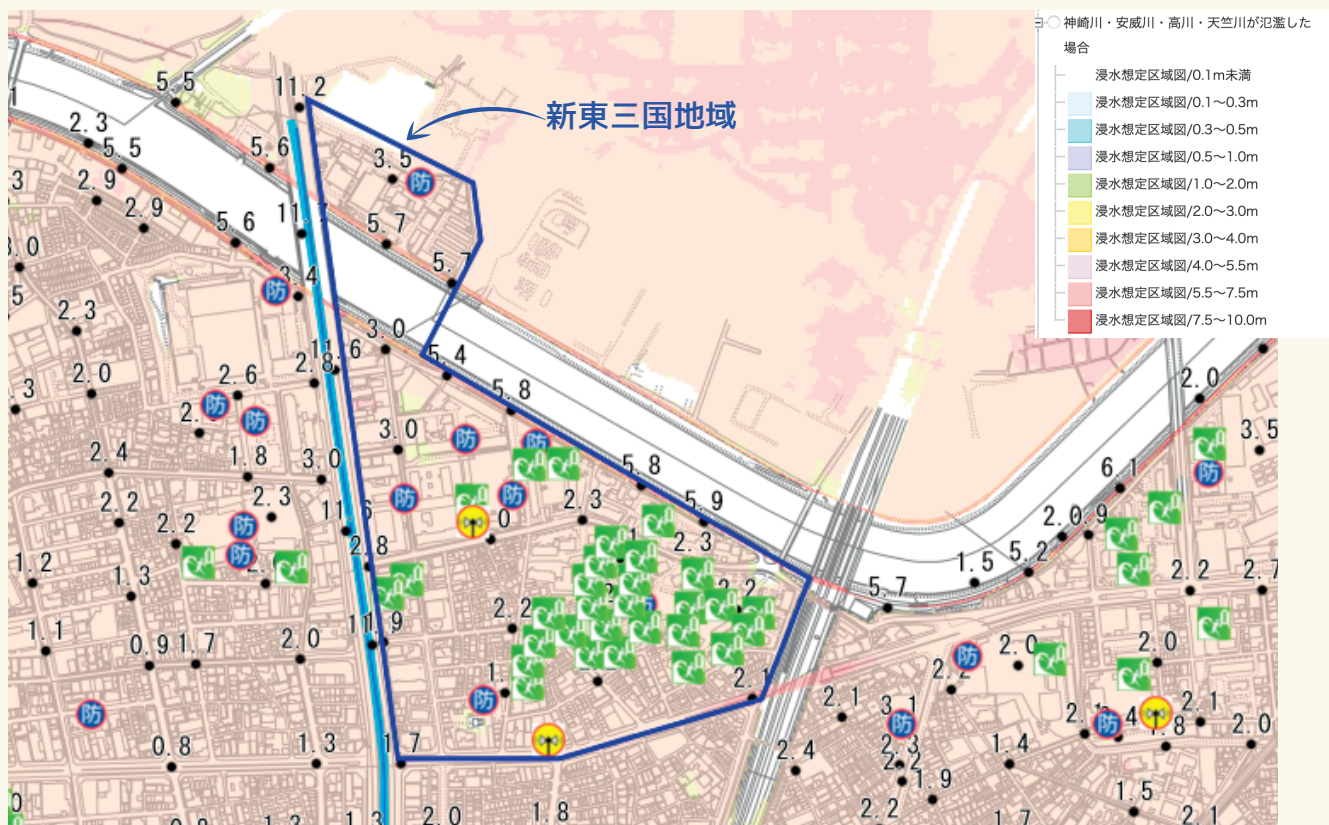
《南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合の浸水想定区域図》



出典：マップナビおよさか,防災・安全・安心,「浸水想定区域図」,
<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Map?mid=2&mpx=135.4952588214035&mpy=34.74271223960643&mps=5000&mtp=dm2>

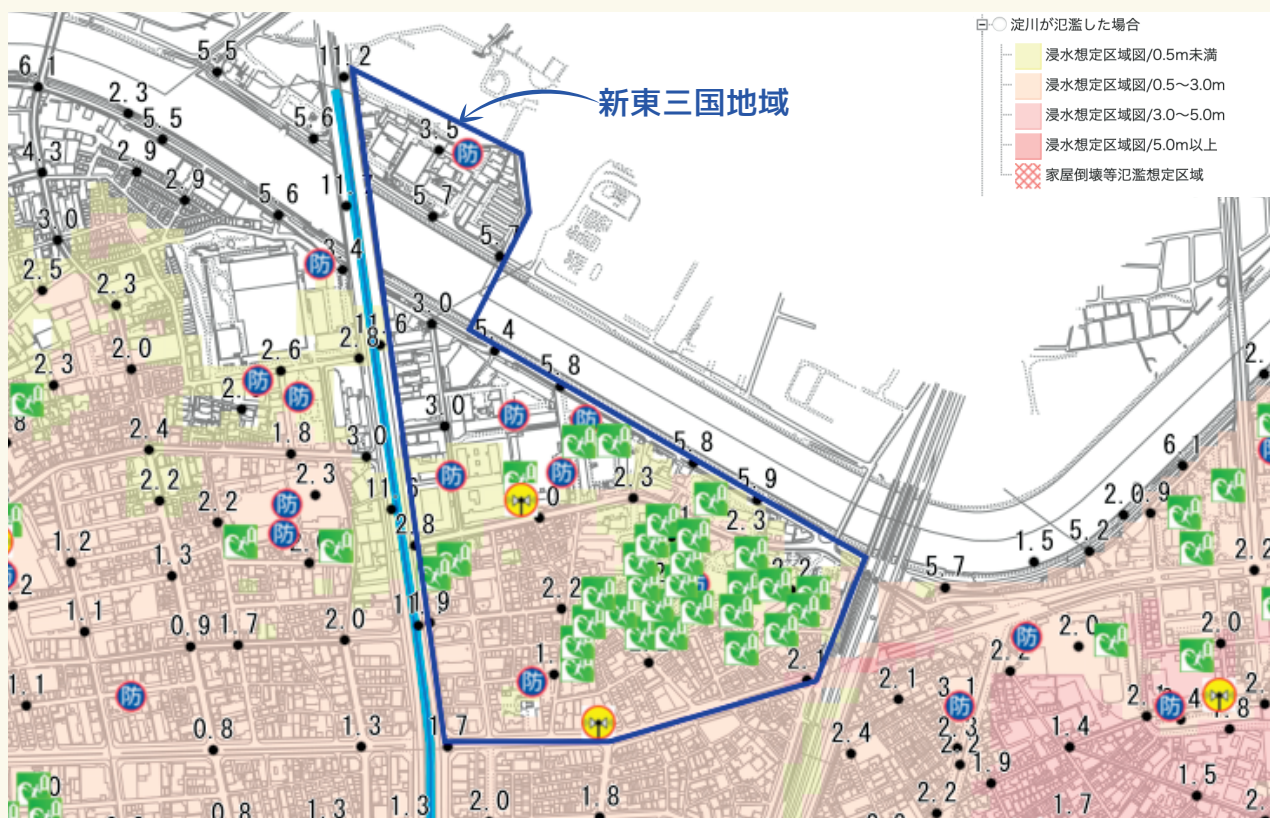
9. 新東三国地域の浸水想定区域図 ー神崎川・安威川・高川・天竺川/淀川ー

《神崎川・安威川・高川・天竺川が氾濫した場合の浸水想定区域図》



出典：マップナビおさか.防災・安全・安心.「浸水想定区域図」.
<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Map?mid=9&mpx=135.4992602656&mpy=34.744712040227&mps=5000&mtp=dm2&gprj=3>

《淀川が氾濫した場合の浸水想定区域図》



出典：マップナビおさか.防災・安全・安心.「浸水想定区域図」.
<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Map?mid=2&mpx=135.4952588214035&mpy=34.74271223960643&mps=5000&mtp=dm2>

10. 新東三国地域の浸水想定区域図 ー内水氾濫/高潮氾濫ー

《内水氾濫した場合の浸水想定区域図》



出典：マップナビおさか,防災・安全・安心,「浸水想定区域図」,
<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Map?mid=9&mpx=135.4992602656&mpy=34.744712040227&mps=5000&mtp=dm2&gprj=3>

《高潮氾濫が発生した場合の浸水想定区域図》



出典：マップナビおさか,防災・安全・安心,「浸水想定区域図」,
<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Map?mid=2&mpx=135.4952588214035&mpy=34.74271223960643&mps=5000&mtp=dm2>

11. もしも、地震が起きたら・・・その震度はどんな揺れ？

震度と揺れ等の状況（概要）

震度0	人は揺れを感じない
震度1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる
震度2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる
震度3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる
震度4	- ほとんどの人が驚く - 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる - 座りの悪い置物が、倒れることがある
震度5弱	- 大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる - 棚にある食器類や本が落ちることがある - 固定していない家具が移動することがあり、不安定な物は倒れることがある
震度5強	- 物につかまらなると歩くことが難しい - 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる - 固定していない家具が倒れることがある - 補強されていないブロック塀が崩れることがある
震度6弱	- 立っていることが困難になる - 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある - ドアが開かなくなることもある - 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある - 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
震度6強	- はねないと動くことができない。飛ばされることもある - 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる - 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる - 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある
震度7	- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる - 耐震性の高い木造建物でもまれに傾くものがある - 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる

12. 新東三国地域に住んでいる人について ―社会特性―

	大阪市内平均 (332地域)	淀川区 新東三国地域	ランキング (332地域)
H22 人口	8151人	10513人	81番目に多い
H27 人口	8232人	10016人	97番目に多い
H22→H27人口増加率	1.0%	-4.7%	270番目に高い
(昼間人口/人口) 比率	132.7%	62.3%	317番目に高い
H22 15歳未満人口率	11.6%	9.0%	243番目に高い
H22 65歳以上人口率	22.5%	9.0%	232番目に高い
H22 5年未満居住人口率	14.9%	26.0%	103番目に高い
H22 5年以上10年未満居住人口率	22.5%	13.6%	185番目に高い
H22 10年以上居住人口率	37.4%	39.8%	149番目に高い
H22 世帯数	4031世帯	5617世帯	62番目に多い
H27 世帯数	4141世帯	5473世帯	72番目に多い
H22→H27世帯数増加率	2.7%	-2.6%	262番目に高い
H22 世帯員が一人の率	47.2%	51.6%	111番目に高い
H22 6歳未満世帯員のいる世帯率	7.2%	5.1%	245番目に高い
H22 18歳未満のいる世帯	17.0%	13.6%	228番目に高い
H22 65歳以上世帯員のいる世帯率	32.7%	26.3%	246番目に高い
H22 65歳以上のみ世帯率	20.6%	16.8%	231番目に高い
H22 住宅総数	3924戸	5556戸	58番目に多い
H22 一戸建て率	22.8%	5.7%	296番目に高い
H22 10階未満共同住宅率	46.2%	44.7%	156番目に高い
H22 11階以上共同住宅率	24.0%	47.2%	50番目に高い
H22 事業者数	637者	274者	262番目に多い

出典：大阪市ウェブサイト 統計情報「平成22年国勢調査」、「平成27年国勢調査」
<https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3055-2-3-2-0-0-0-0-0-0.html>

13. 新東三国地域では、普段こんな団体がさまざまな活動をしています

《新東三国地域活動協議会》

《新東三国社会福祉協議会》

《新東三国連合振興町会》

- ・ 鎌田東振興町会
- ・ 鎌田北振興町会
- ・ 東三国2の東振興町会
- ・ 東三国2の南振興町会
- ・ アーバイン東三国振興町会
- ・ 東三国3の東振興町会
- ・ 東三国3の中振興町会
- ・ 東三国3の西振興町会
- ・ ソシエ北大阪振興町会
- ・ プライムハイツ新大阪振興町会
- ・ ユニライフ北大阪振興町会
- ・ 鎌田東自治会
- ・ 明友町会
- ・ 以和貴町会
- ・ アーバイン東三国町会
- ・ 市営住宅1棟自治会
- ・ 市営住宅2棟自治会
- ・ 新三国自治会
- ・ ソシエ北大阪自治会
- ・ プライムハイツ新大阪自治会
- ・ ユニライフ北大阪自治会

- ・ 新東三国連合女性部
- ・ 新東三国青少年指導員会
- ・ 新東三国青少年福祉委員会
- ・ 新東三国地域防災リーダー
- ・ 新東三国地区防犯会
- ・ 新東三国地区民生委員会
- ・ 新東三国保護司会
- ・ 新東三国体育厚生協会
- ・ 新東三国連合子供会
- ・ 新東三国連合友和会
- ・ 大阪市立東三国中学校
- ・ 大阪市立東三国中学校PTA
- ・ 大阪市立新東三国小学校
- ・ 大阪市立新東三国小学校PTA

- ・ 社会福祉法人なみはや福祉会
新東三国保育園
- ・ 社会福祉法人なみはや福祉会
デイサービスセンターなみはや

- ・ 大阪市立新東三国小学校生涯学習ルーム
- ・ 大阪市立新東三国小学校はぐくみネット
- ・ 新東三国食生活改善推進員協議会

14. 新東三国地域の一番大きなフィールドは地域活動協議会です

新東三国地域では、地域に関わる人全てを対象としている新東三国地域活動協議会が平時の地域活動のフィールドであり、防災の取組みにつなげています。

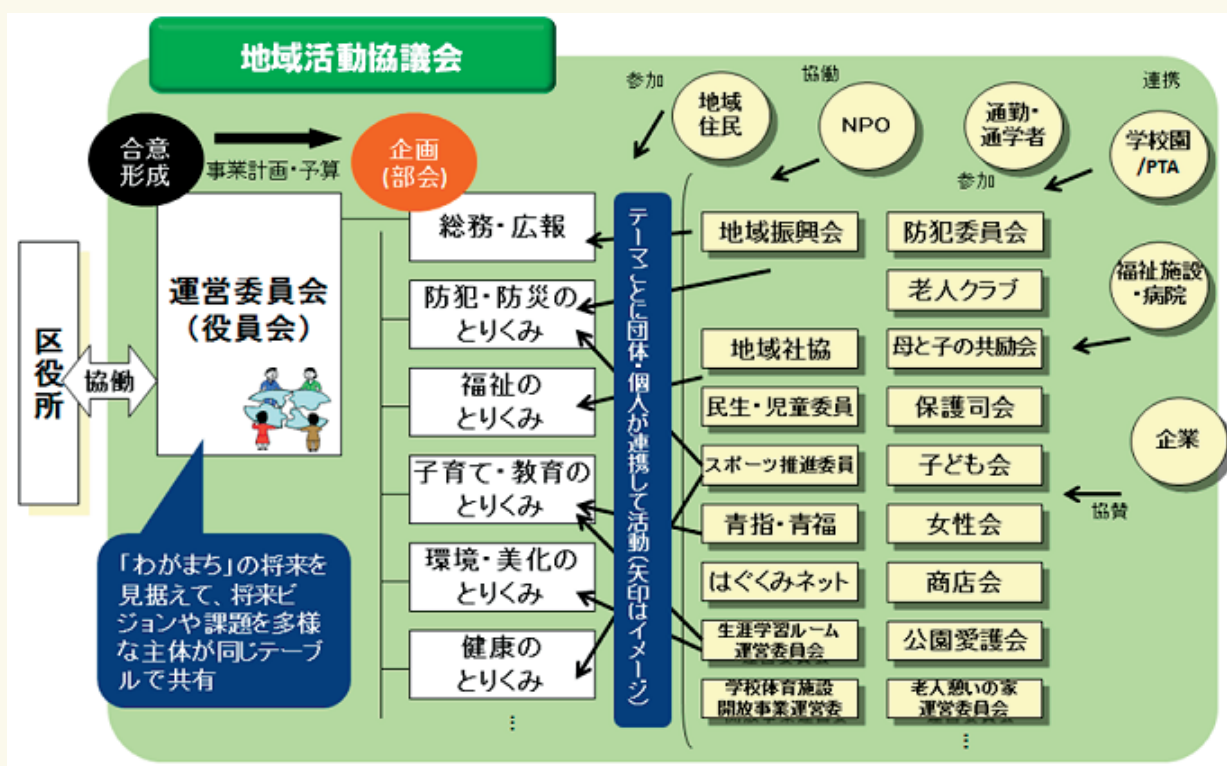
《地域活動協議会とは》

「地域活動協議会」とは、おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組みです。

具体的には、次のような点を備えたさまざまな活動主体の連合組織を、地域活動協議会として位置付けています。

- ア おおむね小学校区域を単位として活動することを基本としていること
- イ 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体が幅広く参画していること
- ウ 民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されていること
- エ 特定の分野ではなく、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど広く地域のまちづくり全般を活動対象としていること

- ・ 令和元年7月22日現在、合計326地域において形成されています。
- ・ 新東三国地域活動協議会は平成25年2月に設立し、現在に至っています。
- ・ 他県では、まちづくり協議会と言われる場合もあります。



出典：大阪市、「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針1－（2）－ア 地域活動協議会を核とした自律した地域運営の支援」。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000190407.html>（参照2021-1-20）

15. 新東三国地域における防災の役割 ーいつ・だれが・何をどうするかー

	平時（いつ）	発災直前（いつ）	災害直後（いつ）
住民の役割（だれが）	《知識》 災害想定を知る 災害リスクを知る 《備える》 室内安全確認 7日間分の備蓄 〔水・食料・日用品〕 非常用持出袋 《家族会議一決定事項》 避難計画の作成 避難経路の確認 災害時の役割分担 災害時の伝達方法 （何をどうしておくか）	《情報収集》 気象情報の確認 避難所の確認 避難経路の確認 《備えの点検》 自宅周辺の安全点検 備蓄の点検 非常用持出袋の点検 《避難判断》 避難場所の決定 避難のタイミング （何をどうするか）	《安全確保》 身の安全の確保 出火防止 初期消火 出口の確保 わが家の安全点検 大丈夫サイン掲示 《情報収集》 災害情報の確認 《避難行動》 非常用持出袋の準備 避難カードの準備 避難先の表示 （何をどうするか）
自主防災組織の役割（だれが）	《防災教育》 子ども・青少年向け学習 Jr.リーダーの育成 《防災訓練》 訓練の企画・準備 参加の呼びかけ 防災訓練の実施 《防災知識の普及啓発》 防災研修・勉強会の実施 《防災資機材の確保》 防災資機材の整備・点検 《地区防災計画作成》 役割分担の明文化 《避難所開設運営準備》 マニュアル作成・更新 《地域防災リーダー》 知識・技術の向上 防災知識の普及 （何をどうしておくか）	《気象情報収集》 気象情報の確認 地域の安全確認 《避難情報収集》 避難情報の確認 避難所の準備 《備えの確認》 防災資機材の点検 《初動準備》 避難所開設の準備 区役所と連携 各町会と連携 避難情報の周知 近所の声かけ 要配慮者への対応 （何をどうするか）	《災害対策本部設置》 避難所の開錠 区本部と情報共有 住民の安否把握 地域被害状況の把握 《避難誘導》 近所への呼びかけ 要配慮者への避難支援 《消火救出》 消防ポンプ庫開錠 消火救出への対応 《救出救助》 けが人の救出救助 《避難所の開設》 避難所の安全確認 避難者の受入れ 避難者の把握 負傷者の応急手当 避難所の物資管理 食糧の調理・配給 （何をどうするか）

自主防災組織とは

自主防災組織とは、住民の一人ひとりが「自らの命は自らで守る」そして「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にたって、地域の住民同士が自主的な防災活動を実施する組織のことです。自主防災組織は、地域で活動する様々な団体からなり、地域に居住・勤務する広範囲な人員から構成されます。

出典：「大阪市自主防災活動ガイドラインver1.0.2020年6月」。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/cmsfiles/contents/0000035/35308/honpen.pdf>



新東三国 地区防災計画

II. 想像して準備しておくこと

- 1.地震からいのちを守るための家の中の安全対策 21
- 2.地震や風水害からいのちを守るための家の外の安全対策 22
- 3.新東三国地域の災害時避難所・一時避難場所・津波避難ビルはこちらです 23
- 4.覚えておきたい！もしもの時の情報入手先・連絡先 24
- 5.もしもの時の物の備えー家庭の備蓄と非常用持出袋ー 25
- 6.訓練という備えー防災人材育成のための学ぶ・見る・行動するー 26
- 7.つながりという備えーコミュニティ防災ー 27

1. 地震からいのちを守るための家の中の安全対策

家の安全対策チェックポイント1ー家具の配置ー

- ☐ ドアの開閉と避難経路を考えた家具類の設置ができている
- ☐ 廊下に家具類を置かない
- ☐ 寝室には家具類を置かない、または置き方を工夫している
- ☐ 窓際・ガラスの近くに移動しやすい家具類や重量家具を置いていない
- ☐ 家具類の上に固定されていない荷物を置いてない

家の安全対策チェックポイント2ー家具の固定ー

- ☐ 二段重の家具がある場合、上下の家具を連結固定できている
- ☐ 窓ガラスや家具類のガラス面、鏡面は飛散防止フィルムを取り付けている
- ☐ 吊り下げ式の照明は、ワイヤー等で固定し、揺れと落下防止の対策をとっている
- ☐ 液晶テレビは転倒防止ポールや壁掛け器具等で固定できている
- ☐ 観音開きの扉に開放防止の器具など取り付けし、対策できている
- ☐ 本などが棚から落ちないように落下防止バーなどを設置している

●キャスター付き家具類の対応

- ☐ 移動後は必ずキャスターロックしている
- ☐ 定位置がある場合は、着脱ベルトで壁面と固定している
- ☐ 普段動かさない場合は、キャスター固定用の下皿とポール式器具の2点使用で転倒防止している
- ☐ アジャスター設置の場合は活用している

●キャスターなし家具類の対応

- ☐ 机などには耐震マット、カーペットの床面にはすべり防止マットを使用している

家具の固定の正しい知識の理解

《壁へのネジによる固定（基本）》

- ・家具はL字金具などを利用して「壁」にネジで固定することが基本です。
- ・「壁」に固定する際は、間柱※などの下地材に取り付けます。
※間柱の探し方：下地探知センサーや専門プッシュピップといった市販品の器具で下地材の位置を判断することもできます。

《ねじ留めできない場合》

- ・壁や床に直接固定できない場合に限り、2種類以上の器具で上下から固定します。
（原則、単独使用には適しません。）

家具類の固定ー対策器具の種類ー

《壁へのネジによる固定（基本）》

- ・L字金具（スライド式）・ベルト式・チェーン式・L字金具（上向き取付）
- ・プレート式・L字金具（下向き取付）

《ねじ留めできない場合》

- ・ストッパー式器具・マット式器具・つっぱり棒

2. 地震や風水害からいのちを守るための家の外の安全対策

家まわりの安全対策

- ☐ 落ちる可能性のある所に植木鉢などを置いていない
- ☐ しっかりとした基礎部分がなかったり、鉄筋の入っていないブロック塀は補強してある
- ☐ 側溝や排水溝は掃除し、水の流れがスムーズにしてある
- ☐ 瓦やストレートは定期的に点検しておき、ひびわれ、ずれ、はがれ、トタンのめくれがないよう、補強してある
- ☐ アンテナは補強してある
- ☐ 窓ガラスはひび割れ、緩み。がたつきがないよう点検してある
(台風が近づいたら、外側から板でふさいだり、中側からガムテープを×印に貼るよう準備している)
- ☐ 雨どいは継ぎ目のはずれ、塗料のはがれがないか、土砂や落ち葉で詰まっていないかを確認してある

居住地域・学校・職場などの生活空間エリアについての安全対策

- ☐ ハザードマップで自分の生活空間エリアがどの程度の災害リスクの把握
- ☐ 狭い路地、行止まりなど、危険な場所の把握
- ☐ 災害時避難所・一時避難場所・津波避難ビルなどの場所や避難ルートの確認
- ☐ 公園・掲示板・消火器・消火栓・防災倉庫など、生活空間エリアの資源の確認
- ☐ 浸水の恐れがある場合は土嚢などの水害対策

出典：大阪市ウェブサイト「大阪市市民防災マニュアル」,
<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011873.html>

避難先の種類



一時避難場所



災害時避難所



津波避難ビル

大阪市では次のような避難所・避難場所があります。

避難所	災害時避難所	宿泊・給食等の生活機能を提供できる施設
	福祉避難所	災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所
避難場所	広域避難場所	同時多発火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適する大きな公園など
	一時避難場所	一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭など
	津波避難施設	津波などの水害から一時的または緊急に避難・退避する施設

出典：大阪市ウェブサイト「大阪市市民防災マニュアル」,
<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011873.html>

3. 新東三国地域の災害時避難所・一時避難場所・津波避難ビルはこちらです

新東三国地域 災害時避難所・一時避難場所

	場所	住所（淀川区東三国）
災害時避難所 一時避難場所	大阪市立新東三国小学校 大阪市立新東三国小学校校庭	3-9-10
一時避難場所	東三国東公園	2-19-3

新東三国地域 各町会一時避難場所

振興町会	場所	住所（淀川区東三国）
鎌田東	アーバイン東三国内小公園	2-9
鎌田北	東三国東公園	2-19-3
東三国2の東	蒲田新温泉前	2-26-16
東三国2の南	東三国東公園	2-19-3
アーバイン東三国	アーバイン東三国内おまつり広場	2-10
東三国3の東	市営東三国住宅1号館玄関前	3-1-1
東三国3の中	市営東三国住宅2号館玄関前	3-7-2
東三国3の西	市営東三国住宅3号館玄関前	3-9-3
プライムハイッ新大阪	プライムハイッ新大阪2階中庭	3-10-3
ユニライフ北大阪	ユニライフ北大阪管理事務所前	3-9-11
ソシエ北大阪	ソシエ北大阪管理事務所前	3-9-21

新東三国地域 津波避難ビル

	場所	住所（淀川区東三国）
津波避難ビル	アーバイン東三国	2-9から2-12まで
津波避難ビル	市営東三国住宅1号館・2号館・3号館	3-1・3-7・3-9

4. 覚えておきたい！もしもの時の情報入手先・連絡先

もしもの時の情報入手先

- Yahoo!天気・災害
- Yahoo!防災速報

<https://weather.yahoo.co.jp/weather/> (WEBサイト)



Yahoo!防災速報
アプリ→



- 関電停電情報

<https://www.kansai-td.co.jp/teiden-info/index.php>
(WEBサイト)



関電停電情報
アプリ→



もしもの時の連絡先（大阪市淀川区）

- 淀川区災害対策本部（淀川区役所）

TEL：06-6308-9734
FAX：06-6885-0536

- 消防・救急（淀川消防署）

TEL：06-6308-0119
FAX：06-6308-4078

- 救急医療相談（大阪市救急安心センター）

TEL：#7119 / 06-6582-7119

- 防犯・交通（淀川警察署）

TEL：06-6305-1234
FAX：06-6306-5228

- 防疫（淀川区保健福祉センター）

TEL：06-6308-9882
FAX：06-6303-6745

- 水道（水道局お客様センター）

TEL：06-6458-1132
FAX：06-6458-2100

- 道路・下水道・橋（建設局十三公営所）

TEL：06-6306-1881
FAX：06-6306-0122

- ごみ処理（東北環境事業センター）

TEL：06-6323-3511
FAX：06-6370-3951

- 淀川区医師会

TEL：06-6301-3783

- ガス（大阪ガス ガス漏れ専用）

TEL：0120-0-19424
FAX：0120-6-19424

- 電気（関西電力 北摂営業所）

TEL：0800-777-8015
FAX：06-6780-2474

- 淀川右岸水防事務組合

TEL：06-6302-8721
FAX：06-6302-0330

5. もしもの時の物の備えー家庭の備蓄と非常用持出袋ー

在宅避難の為の備えー自宅での避難生活の為に必要な備蓄用品ー

《飲料》

- ☐ 飲料水
- ☐ 非常用給水袋

《食料品》

- ☐ アルファ米
- ☐ 乾パン
- ☐ パン缶
- ☐ インスタントラーメン
- ☐ 缶詰類
- ☐ レトルト食品
- ☐ スープ
- ☐ 味噌汁
- ☐ ビスケット
- ☐ キャンディ
- ☐ ビスケット
- ☐ チョコレート
- ☐ 塩

《衣類》

- ☐ 上着
- ☐ 下着
- ☐ 靴下

《生活用品》

- ☐ タオル
- ☐ バスタオル
- ☐ 毛布
- ☐ 雨具
- ☐ 予備電池
- ☐ 卓上コンロ
- ☐ ガスボンベ
- ☐ 固形燃料
- ☐ 鍋
- ☐ ラップ
- ☐ アルミホイル

- ☐ やかん
- ☐ 皿（紙・ステンレスなど）
- ☐ 割りばし
- ☐ スプーン
- ☐ フォーク
- ☐ 歯ブラシ
- ☐ 石鹸
- ☐ ドライシャンプー
- ☐ 携帯電話の充電器
- ☐ 新聞紙
- ☐ 使い捨てカイロ
- ☐ 安全ピン

《その他》

- ☐ ブルーシート
- ☐ ガムテープ（布製）

非常用持出袋の中の備えー自宅以外での避難生活の為に必要な備蓄用品ー

《基本品目》

- ☐ 非常用持ち出し袋
- ☐ 乾パン
- ☐ 飲料水（500ml）
- ☐ 懐中電灯
- ☐ ローソク
- ☐ ライター
- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 十徳ナイフ
- ☐ 軍手・手袋
- ☐ レジャーシート
- ☐ サバイバルブランケット
- ☐ 簡易トイレ
- ☐ タオル
- ☐ ポリ袋
- ☐ トイレットペーパー
- ☐ ウエットティッシュ
- ☐ 現金
- ☐ ガムテープ（布製）
- ☐ 油性マジック
- ☐ 筆記用具

《貴重品類》

- ☐ 救急袋
- ☐ 毛抜き
- ☐ 消毒液
- ☐ 脱脂綿
- ☐ 滅菌ガーゼ
- ☐ 絆創膏
- ☐ 包帯
- ☐ 三角巾
- ☐ マスク
- ☐ 常備薬
- ☐ 車や家の予備鍵
- ☐ 予備メガネ
- ☐ 預金通帳
- ☐ 健康保険証
- ☐ 運転免許証
- ☐ パスポート

《赤ちゃん用品》

- ☐ 粉ミルク
- ☐ 哺乳瓶
- ☐ おやつ
- ☐ 離乳食
- ☐ スプーン
- ☐ 洗淨綿
- ☐ バスタオル
- ☐ ガーゼ
- ☐ 紙オムツ
- ☐ 母子手帳
- ☐ 玩具
- ☐ 着替え
- ☐ ベビーカー
- ☐ おんぶひも
- ☐ 毛布

《高齢者用品》

- ☐ 高齢者手帳
- ☐ オムツ
- ☐ 着替え
- ☐ 持病薬
- ☐ 予備メガネ
- ☐ 看護用品

《新型コロナ禍対策》

- ☐ マスク
- ☐ 体温計
- ☐ 消毒液
- ☐ ハンドソープ
- ☐ ナイロン手袋
- ☐ スリッパ

6. 訓練という備え ―防災人材育成のための学ぶ・見る・行動する―

《学ぶ》

■防災教育（対象：小学校高学年～中学生）

防災という分野を超えて、平時に地域活動を学び、関わることで、災害時に助け合う関係性が形成されていくための防災人材教育の実施しています。

- ・ 小学5年生「防災特別授業」
- ・ 小学6年生「Jr.リーダー育成学習」
- ・ 中学生「Jr.リーダー育成事業」

《見る》

■避難所公開デー避難所・防災備蓄展示説明会―（対象：地区住民）

災害避難所としての小学校を広く住民に知ってもらうことを目的に、選挙の投票日等、地域活動に参加していない住民が小学校に訪れる機会をとらえて、災害避難所の機材・レイアウト・備蓄リスト等の情報の公開をしています。

《行動する》

■小学校との合同防災訓練（対象：地区住民）

実際の災害発生時、住民同士で助け合える技術を身につけることを目指した実技訓練を実施しています。

- ・ 初期消火訓練：バケツリレー・水消火器訓練等
- ・ 避難誘導訓練：煙中体験
- ・ 救出救助訓練：ジャッキアップ訓練・簡易担架搬送訓練
- ・ 応急手当訓練：AED操作訓練・救急救命訓練

■在宅避難者安否確認LINE訓練（対象：地区住民）

震度5の地震発生で在宅避難者は安否を近所に報告という地域ルール of の周知をしています。

- ・ 住民「“大丈夫タオル”の掲揚訓練」
- ・ 自主防災組織「“大丈夫タオルの掲揚状況報告訓練”（LINE訓練※）

※LINE訓練：タオルの掲揚状況をスマホカメラで撮影し、地域本部に送り、地域本部は写真により、各町会の避難状況及び被害状況を把握するという訓練です。

■避難所開設運営訓練（対象：地区住民）

震度5の地震が発生したことを想定し、避難所開設キットを使って誰でもが避難所を開設でき、避難所運営マニュアルを使って誰もが避難所を運営できることを目指した訓練を実施しています。

■地域防災リーダーアドバンスト訓練（対象：地域防災リーダー）

災害時、率先して地区住民を初期消火や救出救助活動を導く為の訓練の実施しています。

- ・ 可搬式ポンプ放水訓練
- ・ ロープ結索訓練
- ・ ジャッキアップ訓練
- ・ 簡易担架搬送訓練 他

【地域防災リーダーの役割】

大阪市では、平成8年7月に、連合奉仕団ごとに防災活動の単位となる大阪市赤十字奉仕団(大阪市地域振興会)を基盤として、「地域防災リーダー」が組織化されました。

大規模災害時には、隣接住民の先頭に立って初期消火救出救護活動を行うリーダーとして、また、平常時には地域の人たちに、防災点検・防災啓発を行い、そしていつ災害が発生しても、それに対応できるように、防災訓練を繰り返し行い、防災に必要な知識や技術を習得するために取り組んでいます。

出典：大阪市ウェブサイト「大阪市地域防災リーダー」。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000012026.html>

7. つながりという備え ―コミュニティ防災―

コミュニティ防災は、まず家族で話し合うこと、次にご近所が顔見知りになること、そして町会や地域活動に負担のない範囲で参加することの先に、地域住民が自発的に防災組織を作り行動することが地域防災力の向上につながります。

《家族》

■家族の避難場所や集合場所などを話しあっておく

- ・地震が発生したらどこに避難するのか、避難場所を確認しておきます。
- ・家族が離れているときやバラバラになったときの集合場所を決めておきます。

■安否確認の方法について話しあっておく

- ・家族の連絡方法を決めておきます。
- ・避難するときは自宅に避難先などの張り紙をして、安否を家族に知らせるルールを決めておきます。
- ・他府県の親類か友人を選んで電話連絡先をして決めておきます。
(安否の確認が取りやすいため)

■避難出口の確保について話し会っておく

- ・家の中で火災が発生してしまった場合、避難経路が一方向だけでは炎や煙で避難できなくなってしまう恐れがあるため、家の中で二方向の避難出口を確保しておきます。
- ・マンションなどではベランダの仕切板を破って避難できるように、物を置かないように注意します。

《近所》

■日頃からあいさつを交わす関係性を作っておく

- ・日頃から挨拶を交わすことで、近所との付き合いの輪を広げておきます。
- ・困った時はお互いさまの精神で、つらいときや苦しいときは隣同士助け合う関係性を作っておきます。

《町会》

■日頃から町会行事などに顔を出してみる

- ・おまつりなどの行事、清掃活動など、地域行事に負担のない範囲で参加するようにします。

■要配慮者の存在を知っておく

- ・高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦、外国籍の方などは情報把握や避難が困難なケースがあるため、平時から近所の要配慮者の存在を知り、災害時には助け合えるよう計画を立てておきます。

《地域》

■地域の課題や資源について話しあっておく

- ・日頃から、地域の資源や危険箇所について話し合いを持つようにするします。
- ・まち歩き、まちの写真を撮ることで気づいたポイントを地域で共有し、可視化していくようにしておきます。

■住民の持っている力を活かす

- ・町会にはいろいろな技術や道具を持ってる人やまちのことを熟知している人など様々な人たちの存在を知り、災害時に役立つ資源について話し合っておきます。



新東三国 地区防災計画

III. 考えて、行動すること

1. 災害発生直後のいのちを行動ー地震編ー	29
2. 発災後の状況に応じた避難行動ー地震津波なし編ー	30
3. 発災後の状況に応じた避難行動ー地震津波あり編ー	31
4. 発災後の状況に応じた避難行動ー水害編ー	32
5. 防災気象情報と警戒レベルとの対応について	33
6. 水害タイムライナーいつ・だれが・何をどうするー	34
7. 正しい避難判断のための情報収集	35
8. 助け合ルールー自助・近助・共助・公助ー	36
9. 要配慮者・帰宅困難者へのサポートー隣近所の助け合いで被害を最小限にー	37
10. 新東三国地域避難所の開設と運営（新型コロナ禍版）	38
11. 新東三国災害時避難所開設の概要	39
12. 新東三国地域災害時避難所開設の流れ	40
13. 新東三国地域災害時避難所開設運営に必要な役割とミッション	41
14. 新東三国地域災害時避難所の約束ごと	42
15. 新東三国地域災害時避難所の約束ごとー新型コロナ禍による追加項目ー	43
16. 復旧・復興・生活再建ー被災後の生活についてー	44

1. 災害直後のいのちを守る行動 ―地震編―

地震発生！

地震発生の瞬間は慌てずに適切な行動をとることがむずかしいものです。あらかじめ家族と話し合ったり訓練に参加して取るべき行動を想像しておくことが大切です。

大事なこと：地震が起ったら、まずは最優先で「自分のいのちを守る」（自助）

地震発生の瞬間

姿勢を低く、頭を守り、じっとする

- ・ すぐに物が“落ちてこない”・“倒れてこない”・“移動してこない”場所に移動し、自分のいのちを守ることを最優先に考えます。



DROP! COVER! HOLD ON!

イラスト提供：日本シェイクアウト提唱会議

地震発生直後

―自宅にいる場合―

火元の確認

- ・ 揺れが収まってから落ち着いて火の始末をします。

出口の確保

- ・ いつでも避難できるよう、窓やドアを開けて出口を確保します。

家族の安否確認

- ・ 自分にケガがないか、一緒にいる家族にケガがないか、家に危険がないかを確認し、その後、離れた家族の安否を確認します。

ご近所同士の安否を確認し合う

- ・ 隣近所同士で声を掛け合い安否を確認します。
(無事の場合は“大丈夫タオル”を掲揚します。)

正しい地震情報を入手する

- ・ テレビ・ラジオ・行政などからの情報と、自分の耳と目で確かめた情報を元に行動します。

地震発生直後

―外出中の場合―

屋外ではガラスや塀から離れる

- ・ 屋外では、瓦の落下、ガラスの破片の飛散、ブロック塀などの倒壊などの危険を回避します。

電車・バスの中では

- ・ 立っているとき：吊り革・手すりにしっかりとつかまります。
- ・ 座っているとき：上体を前かがみにしてバックなどで頭を保護します。

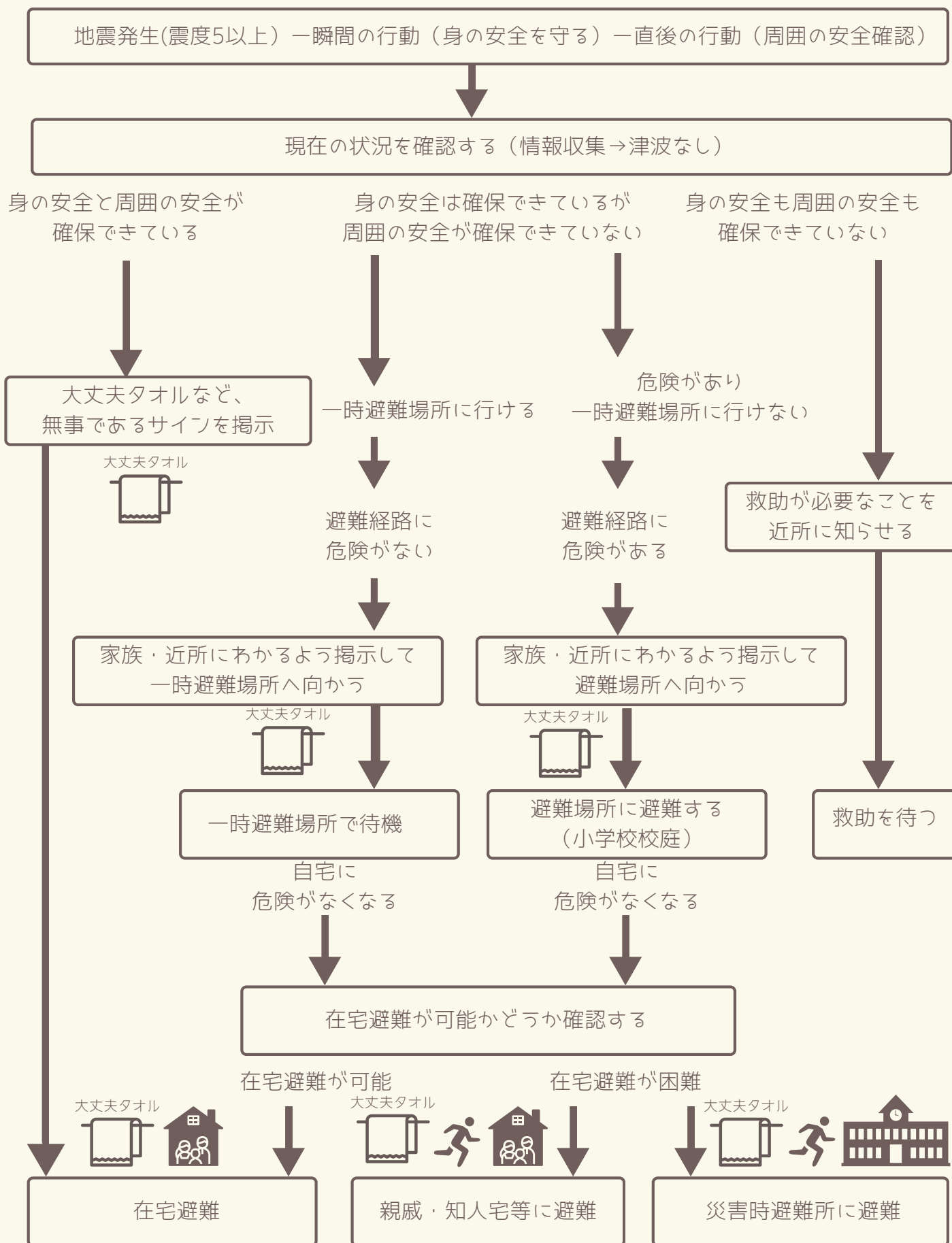
車の中では

- ・ 車から離れて避難するときは、道路の左側に止め、エンジンを止めて、エンジンキーはつけたままとし、窓は閉めてロックはせずに避難します。

エレベーターの中では

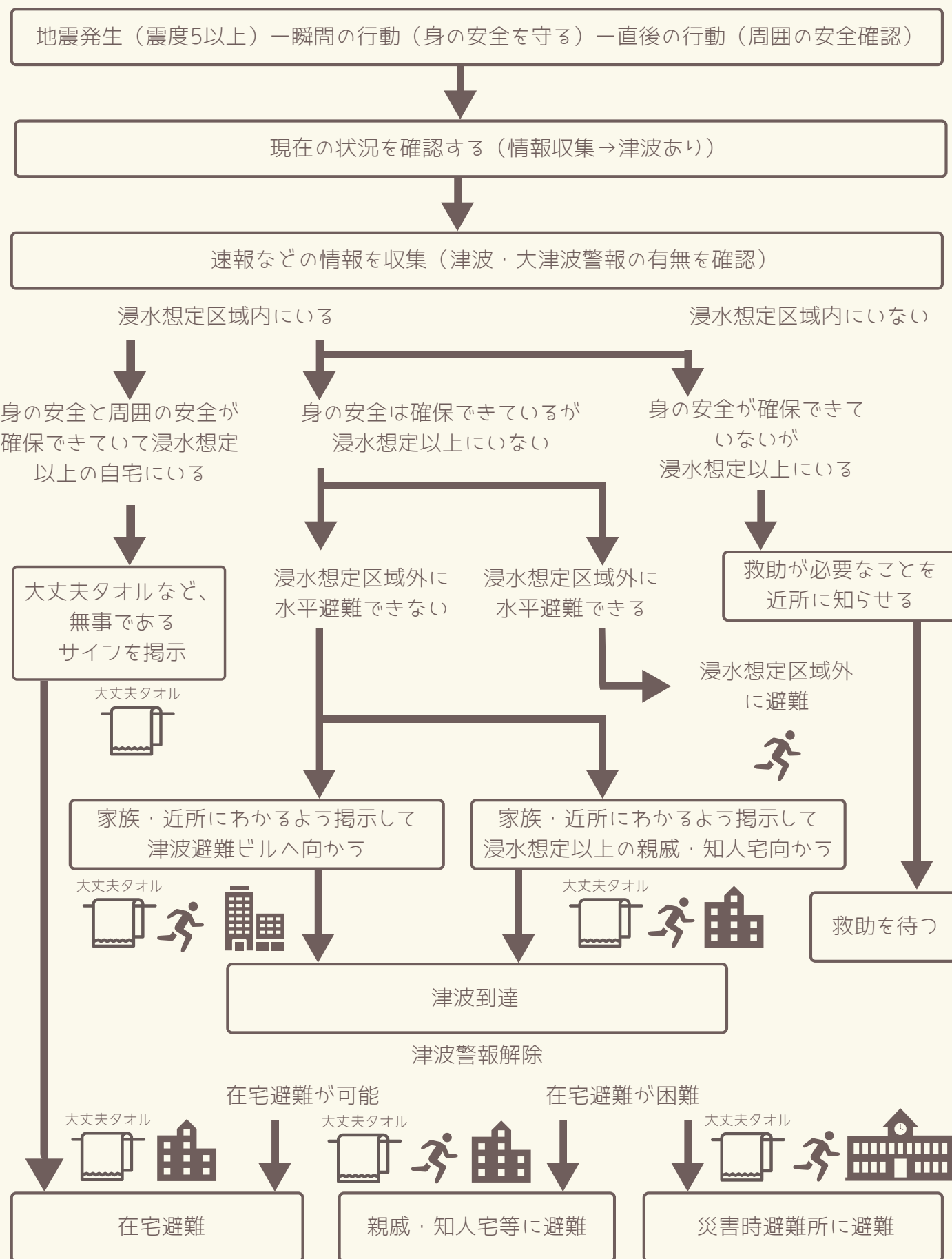
- ・ 全ての階のボタンを押し、停止した階で外に出ます。
- ・ 閉じ込められた時は、落ち着いて救出を待ちます。

2. 発災後の状況に応じたいのちを守る避難行動 ー地震津波なし編ー



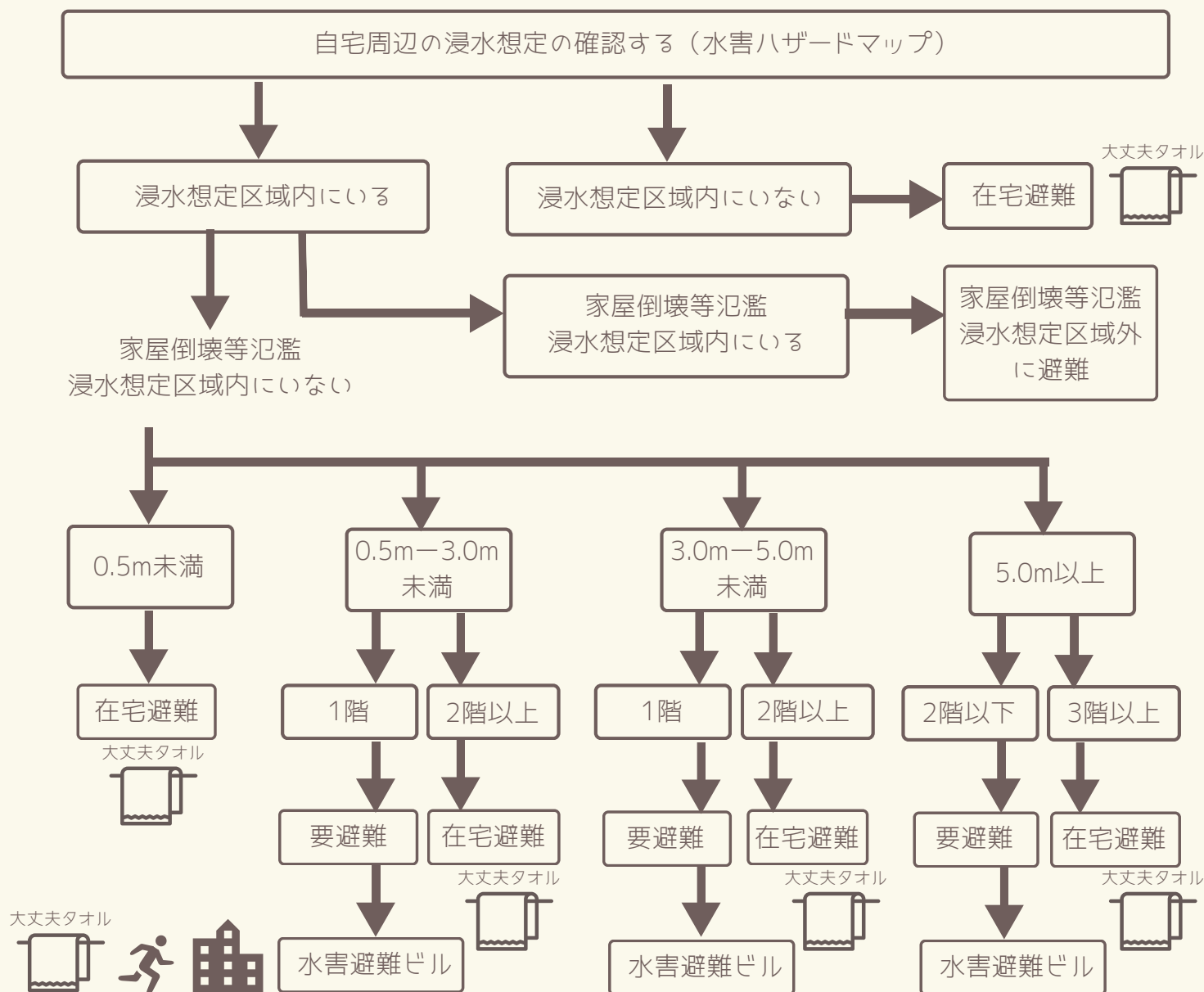
新型コロナ禍の中の避難では、感染症拡大防止の観点から分散避難が推奨されています。

3. 発災後の状況に応じたいのちを守る避難行動 ー地震津波あり編ー



新型コロナ禍の中の避難では、感染症拡大防止の観点から分散避難が推奨されています。

4. 発災後の状況に応じたいのちを守る避難行動 ―水害編―



警戒レベルによる避難情報の発信

レベル	避難行動等
レベル5	災害発生： 既に災害が発生している状況。いのちを守るための最善の行動をとる
レベル4	危険な場所から全員避難： 速やかに避難する。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する
レベル3	危険な場所から高齢者等避難 その他の人避難準備： 避難に時間を要する人とその支援者は避難する
レベル2	避難行動の確認： 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する
レベル1	心構えを高める：災害への心構えを高める

5. 防災気象情報と警戒レベルとの対応について

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用									
気象状況	気象庁等の情報				市町村の対応		住民が取るべき行動		警戒レベル
大雨の 数日～ 約1日前	早期 注意情報 (警報級の 可能性)				心構えを一段高める 職員の連絡体制を確認		災害への心構えを高める		1
大雨の 半日～ 数時間前	大雨注意報 洪水注意報	高潮 注意報	危険度分布		第1次防災体制 (連絡要員を配置)		ハザードマップ等で避難行動を確認		2
	大雨警報に 切り替える 可能性が高い 注意報		注意 (注意報級)	氾濫 注意情報	第2次防災体制 (避難準備・高齢者等避難開始の 発令を判断できる体制)				
大雨の 数時間 ～2時間 程度前	大雨警報 洪水警報	高潮警報に 切り替える 可能性が高い 注意報	警戒 (警報級)	氾濫 警戒情報	避難準備・高齢者等避難開始 第3次防災体制 (避難勧告の発令を判断できる体制)		土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、 避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難		3
	土砂災害 警戒情報	高潮特別 警報	非常に 危険	氾濫 危険情報	避難勧告 第4次防災体制 (災害対策本部設置)		速やかに避難 ・危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに 避難		4
			極めて 危険		避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令		避難を完了 ・道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難 となっているおそれがあり、この状況になる前に 避難を完了しておく		
数十年に 一度の 大雨	大雨 特別警報			氾濫 発生情報	災害発生情報 ※可能な範囲で発令 ・大雨特別警報発表時は、避難勧告等の 対象範囲を再度確認		危険な区域からまだ避難できていない方は、 命を守るための最善の行動をとる ・大雨特別警報発表時には、災害が起きないと 思われているような場所でも危険度が高まる 異常事態であることを踏まえて対応する		5

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。
 ※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当します。

「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

5段階の警戒レベルと防災気象情報									
警戒レベル	住民が取るべき行動		市町村の対応		気象庁等の情報				相当する警戒レベル
5	災害がすでに発生しており、 命を守るための最善の行動をとる		災害発生情報 ※可能な範囲で発令 ・大雨特別警報発表時は、避難勧告等の 対象範囲を再度確認		大雨 特別警報		氾濫 発生情報		5 相当
4	速やかに避難 ・危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難		避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令		土砂災害 警戒情報	高潮特別 警報	非常に 危険	氾濫 危険情報	4 相当
3	土砂災害警戒区域等や 急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、 避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難		避難準備・高齢者等避難開始 第3次防災体制 (避難勧告の発令を判断できる体制)		大雨警報 洪水警報	高潮警報に 切り替える 可能性が高い 注意報	警戒 (警報級)	氾濫 警戒情報	3 相当
2	ハザードマップ等で避難行動を確認		第2次防災体制 (避難準備・高齢者等避難開始の 発令を判断できる体制)		大雨警報に 切り替える 可能性が高い 注意報	高潮 注意報	注意 (注意報級)	氾濫 注意情報	2 相当
1	災害への心構えを高める		心構えを一段高める 職員の連絡体制を確認		早期 注意情報 (警報級の 可能性)				

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。
 ※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当します。

「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

6. 水害タイムライン ーいつ・だれが・何をどうするー

時系列の防災行動計画					
台風上陸	国土交通省・気象庁 (だれが)	交通機関 (だれが)	市・区 (だれが)	自主防災組織 (だれが)	住民 (だれが)
4日前 (いつ)	・ 台風予報				
3日前 (いつ)	・ 台風に関する 記者会見	・ 運行停止 予告	・ 避難方針の 発表	・ 避難方針の 確定・周知	・ 気象情報 確認
2日前 (いつ)	・ 台風に関する 記者会見	・ 運行停止 手順の確認 ・ 運行停止 手順の公表 ・ 施設浸水 防止対策	・ 避難所開設 の準備 ・ 水防団待機	・ 避難所開設 準備 ・ 要配慮者へ 声かけ	・ 備蓄品確認 ・ 持出袋確認 ・ 必要品買出 ・ 家の周りの 危険箇所の 点検
1日前 (いつ)	・ 台風に関する 記者会見 ・ 大雨洪水警報 ・ 氾濫警戒情報 ・ 大雨暴風高潮 特別警報	・ 運行停止 手順の 確認公表	・ 避難所開設 ・ 避難所運営 ・ 河川、道路 の巡視 ・ 避難指示 避難勧告 の発表	・ 避難所開設 ・ 避難所運営 ・ 区本部と 情報共有 ・ 町会本部と 情報共有	・ 避難情報 確認 ・ 避難所開設 情報確認 ・ 携帯充電 ・ 高齢者避難 開始
12時間前 (いつ)	・ 氾濫危険情報	・ 運行停止 準備開始 ・ 運行停止 施設保全 ・ 退避終了	・ 避難所運営 継続 ・ 水防活動の 実施 ・ 避難遅延者 対応	・ 避難所運営 継続 ・ 地域被害 状況把握 ・ 地域避難 状況把握	・ 避難開始 ・ 避難完了
0時間 (いつ)	・ 氾濫発生情報 ・ 救助救急活動 の実施 ・ 被害状況の 把握 ・ 交通機関運行 状況の把握	・ 施設点検 ・ 被害状況 確認 ・ 運行見通し の公表	・ 避難所運営 継続 ・ 支援の要請	・ 避難所運営 継続	・ 危険回避 行動
12時間後 (いつ)	・ 警報の継続/ 解除	・ 運行見通し の公表	・ 避難指示 警告の 継続/解除	・ 避難所運営 継続/解除	・ 避難継続/ 解除

参考資料：国土交通省「マイ・タイムライン」,
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/>

7. 正しい避難判断の為の情報収集

《国からの情報》

■ 気象庁	http://www.jma.go.jp/jma/index.html (WEBサイト) https://twitter.com/jma_kishou (twitter)	
■ 首相官邸	http://www.kantei.go.jp/ (WEBサイト) https://twitter.com/Kantei_Saigai (twitter)	
■ 内閣府	https://www.cao.go.jp/ (WEBサイト) https://twitter.com/cao_bousai (内閣府防災twitter)	
■ 国土交通省	http://www.mlit.go.jp/ (WEBサイト) https://twitter.com/mlit_japan (twitter)	

《自治体からの情報》

■ 大阪市 淀川区役所	https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/ (WEBサイト) https://twitter.com/yume_yodogawa (twitter)	
■ 大阪市 危機管理室	https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/ (WEBサイト) https://twitter.com/kikikan_osaka (twitter)	
■ 大阪市消防局	https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/ (WEBサイト)	
■ おおさか 防災ネット	http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html (WEBサイト)	

《インターネットで家族や友だちの安否確認をする》

■ NTT災害用伝言板 (NTT西日本)	https://www.ntt-west.co.jp/dengon/	
■ LINEを使った 安否確認	http://official-blog.line.me/ja/archives/54801265.html	

8. 助け合うルール ―自助・近助・共助・公助―

《いのちを救う自助・近所・共助》

阪神・淡路大震災では、生き埋めになった人たちの98%が自助と共助で助けられました。

大災害が起こったら、地域住民が力の全てを合わせなければ乗り越えることはできません。

周りの人と協力し、ひとりでも多くの人を助けることで地域の被害を軽減することができます。

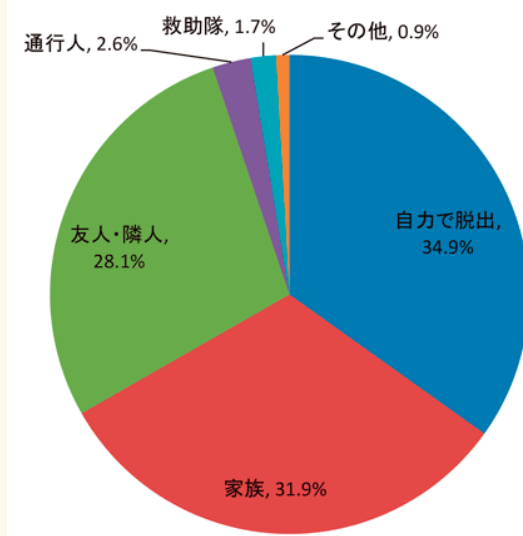
自助：自分（家族）のいのちを自分（家族）で守ること

近助：隣近所同士で助け合うこと

共助：自主防災組織や地域住民同士で助け合うこと

公助：国や市の行政機関が対策を行うこと

阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救出主体等



標本調査：（社）日本火災学会（1996）
「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

《いのちをつなぐ自助・近助・共助》



自助―近助―共助―公助へつなぐルール

発災→0分

自助（自分）
身の安全の確保

発災→3分

自助（家族）
家族の安全確認
火の元確認・出口確保

発災→30分

近助（隣近所）
隣近所で助け合う

発災→3時間

共助（町会）
安否確認
初期消火・救助救出

発災→3日間

共助（地域）
自主防災組織の活動
地域災害対策本部設立
避難所運営委員会設立

発生からのタイムラインの中で、自分として、隣近所の住民として、町会や地域の一員として、適切な行動を全員で担っていきます。

9. 要配慮者・帰宅困難者へのサポート ー隣近所の助け合いで被害を最小限にー

要配慮者

高齢者や障がいのある人などの要配慮者が必要とする支援は、移動の介助や情報の提供、避難所での配慮などさまざまです。一方、支援を必要とする人も得意な分野で他の人を支援できる場合もあります。

要配慮者の心構え

- ・災害が起るとどんな危険があるのか、どう行動したらよいのかを日頃から考えておきます。
- ・非常用持出袋として、必要な薬や生活用品とともに避難行動要支援者は「避難支援を準備しておきます。
- ・隣近所の人と日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を作っておきます。
- ・火災が迫るなどの緊急時には、大きな声や音を出して周囲に知らせます。

避難行動要配慮者への支援

- ・避難行動要支援者（要配慮者のうち自ら避難することが困難な人でその円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援者が必要な人）の避難支援は、所在や状況を日頃から把握しておくことが大切です。
- ・把握する場合は、その目的や取扱いについて本陣の了解を得ておきます。

避難支援プランを作る

- ・誰がどのようにして避難をお手伝いするのか、個々の避難行動支援者と話し合っておき、内容をまとめてお互いに持っておきます。
- ・支援者は複数決めておくのがベターです。

避難所

- ・**視覚障がい者向け**：トイレや水道などの場所確認のための誘導を行います。
仮設トイレなどを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置するなど、移動が容易にできるよう配慮します。
- ・**聴覚障がい者向け**：お知らせなどは、紙に描いて知らせます。
- ・**身体障がい者向け**：車椅子が通れる通路やスペースを確保します。
- ・**身体障がい者向け**：やさしい文・絵、写真などを用いて避難所の生活をわかりやすく伝えます。
- ・**外国籍避難者向け**：日本語がわからない人のために、お知らせなどは他言語で行うなど、工夫して表記します。

帰宅困難者

外出中に災害が起り、交通機関が動かずに家に帰れなくなることがあります。このような場合に備えて、徒歩での帰宅ルートを事前から確認しておきます。通勤通学路での安全な避難場所を調べておき、普段から家族にも知らせておきます。

右記のマークのあるガソリノスタンドやコンビニエンスストアなどでは、水道水・トイレ・道路情報など帰宅支援サービスが受けられます。

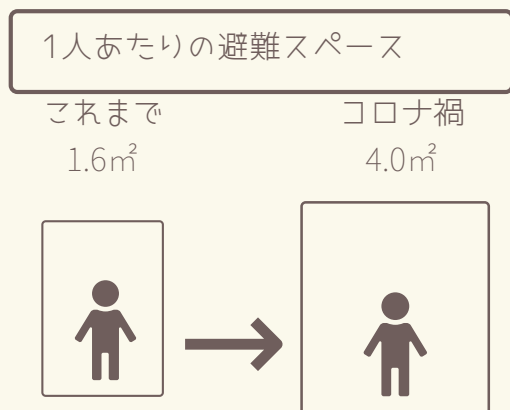


出典：大阪市ウェブサイト「大阪市民防災マニュアル」。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011873.html>

10. 新東三国地域災害時避難所の開設と運営（コロナ禍版）

《コロナ禍での災害避難所の受け入れ人数》



新型コロナ禍でも避難所の場所の変更はありません。

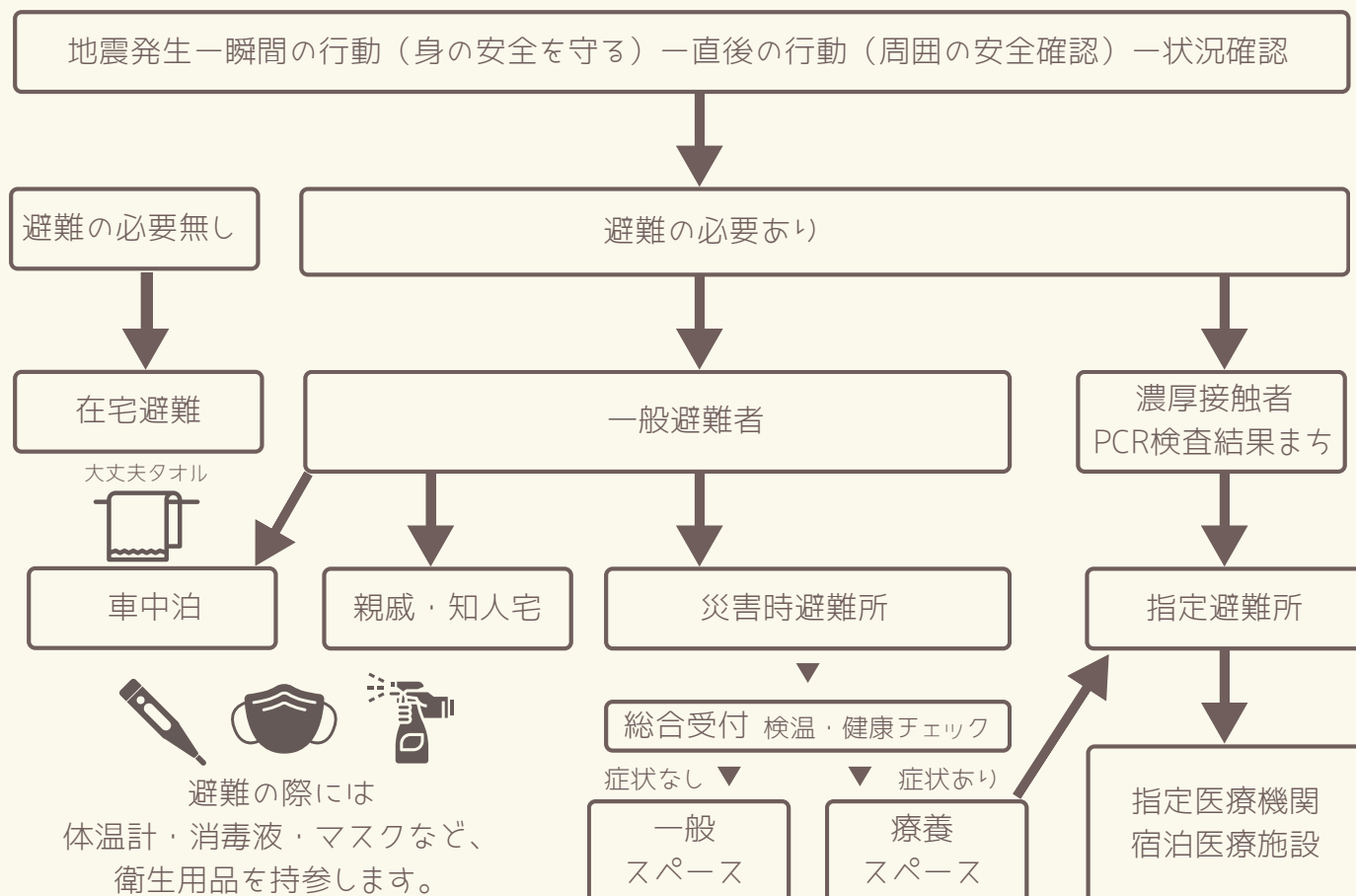
変更点は、避難所における1人当たりの居住スペースが、通常1.6平方メートルのところ、感染防止のため、概ね4平方メートル（療養スペースは6平方メートル）の確保が必要になります。

また、居住スペースの間を2m確保するため、受け入れ可能人数は大幅に減少します。

《分散避難の必要性》

新型コロナ禍の中では、災害時に、これまでのように災害時避難所に多くの人が密集すると、新型コロナウイルスの感染が広がるリスクがあります。

「災害時避難所」への避難以外にも、「在宅避難」「親戚・知人宅」「車中泊」などさまざまな避難先に分散して避難することが求められています。



11. 新東三国地域災害時避難所開設の概要

避難所運営委員会の立ち上げ

次の場合、新東三国地域では災害対策本部を設置します。

- ・ 地震：震度5以上の地震が起きた時
- ・ 台風による暴風・豪雨：区役所から開設の指示が出た時
- ・ 水害：避難情報レベル1の時
- ・ 災害対策本部より避難所の開設が相当との結論がでた場合、避難所運営委員会が設置され、避難所を開設します。
- ・ 災害時避難所が施錠されている場合、地域の錠の管理者により開錠します。

施設の安全点検と避難者の誘導

災害時避難所が開錠したら次のことを行います。

- ・ 施設：施設の安全点検を行います。
- ・ 避難者：施設の安全がわかるまで校庭で待機します。
- ・ 通信：MCA無線を校長室から取り出して区本部と通信を開始します。
- ・ 開設：開設に必要な物品・マニュアル等を防災倉庫より搬出します。
- ・ 本部室：安全な部屋に災害対策本部室を設営します。

避難スペースの区分け

避難スペースは、次の通りに設営します。

- ・ 健康状態に問題のない人が生活する一般スペースと熱咳等症状者※の人が生活する療養スペースに分け、通路・トイレ・食堂など、生活空間を全て分けるようにします。
- ・ 3密を避けるため、1人あたりのスペースを一般スペースは4平方メートル、療養スペースは6平方メートルとするようにします。

避難者の受け入れ

施設の安全が確認できたら避難者の受け入れを開始します。

- ・ 総合受付：検温・健康チェックにより入所スペースを次の通り振り分けます。
 - 一般スペース：熱咳等症状者※以外を収容します。
 - 療養スペース：熱咳等症状者※を収容します。
- ・ 両スペースとも、次亜塩素酸液に浸したマットで靴を消毒し、靴を脱いで入室します。
- ・ 受付担当者は受付キットを使って自身の防護を優先して任務を遂行します。

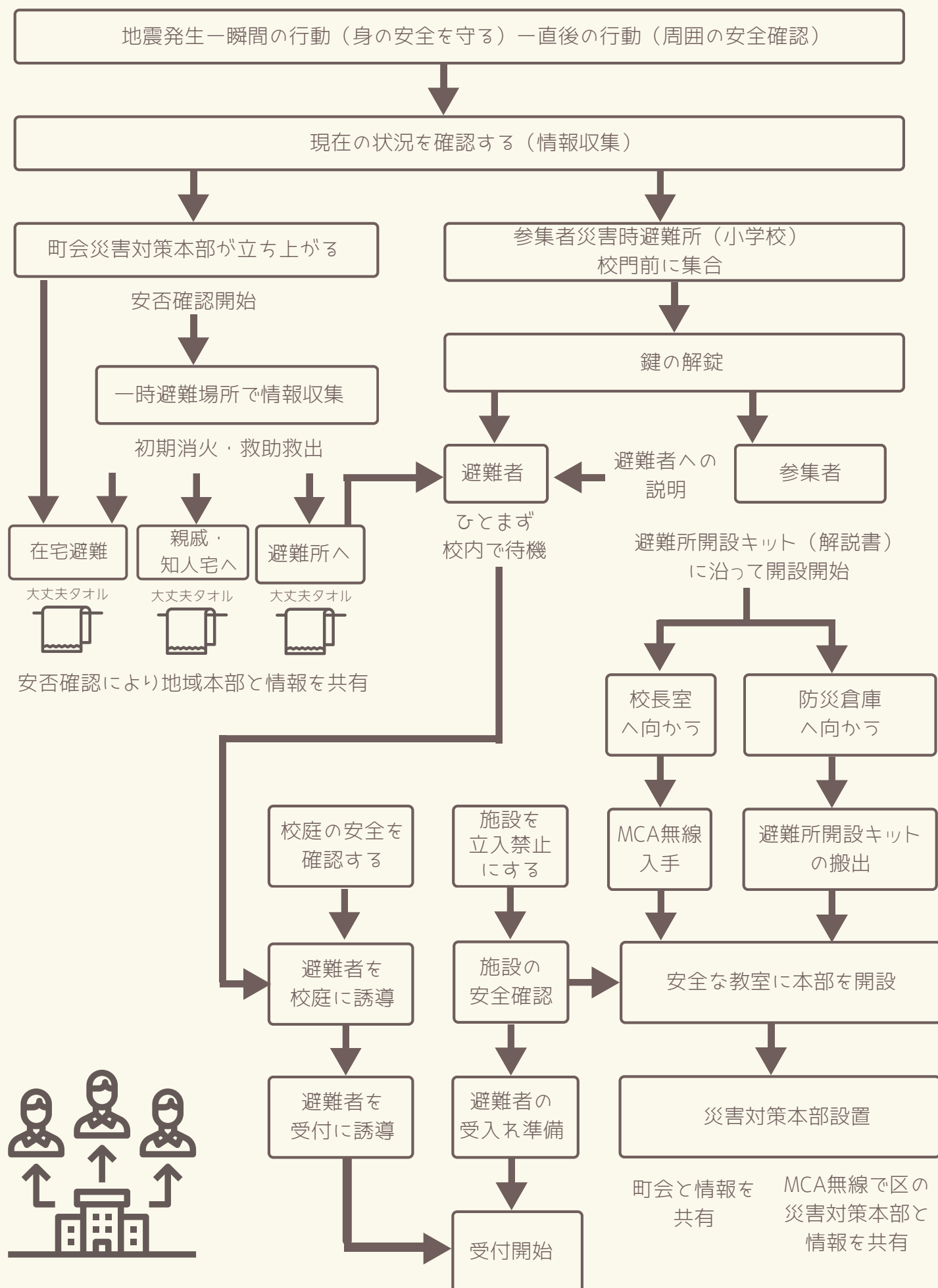
各班の立ち上げ

災害対策本部の各班を立ち上げ、次の通り連携します。

- ・ 淀川区災害対策本部と避難所の避難状況と被害状況、地域内の避難状況（在宅避難）と被害状況を報告するなど、連携します。
- ・ 町会本部と連携し、地域内の状況把握を行います。

※熱咳等症状者とは：37.5℃以上の熱がある、又は咳くしゃみの症状がある人のことです。

12. 新東三国地域災害時避難所開設の流れ



13. 新東三国地域災害時避難所開設運営に必要な役割とミッション

災害対策本部	名称	主な役割
	災害対策本部長 災害対策副本部長	関係機関との連絡調整・企画運営・組織の統括 組織内の連絡調整・指揮
	総務情報班	組織全般の庶務、全体調整・関係機関との連絡調整 避難所の開設・被害・避難状況の全体把握 災害情報の収集・伝達・関係機関との情報伝達
	消火救出班	可搬式ポンプ・消火器などによる初期消火 負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送
	避難誘導班	住民の安否確認・避難誘導 避難行動要支援者支援
避難所運営委員会	名称	主な役割
	避難所運営委員長 避難所運営副委員長	施設管理者や関係機関との連絡調整・企画運営 組織の統括・組織内の連絡調整・指揮
	総務部	関係機関との情報収集・伝達・避難者への情報提供 人的応援の要請 その他、他部に属さないこと
	施設管理部	避難スペースの配分・誘導・施設・設備の確認・警備 ごみの集約・清掃・避難所施設の管理 その他施設に関すること
	施設受付部	避難者の把握・リスト作成。避難者等の出入所管理
	救護部	応急救護所の確保、傷病者の救護・把握 その他、救護に関すること
	福祉部	要配慮者への対応
	食糧部	飲料水の確保・炊き出し・配給 その他、食糧に関すること
	物資部	救援物資・調達物資の集約・管理及び避難者への配給 その他、物資に関すること

14. 新東三国地域災害時避難所の約束ごと

誰もが安心して避難生活を送るために

- 1 避難所は、避難者の生活再建の拠点です。
- 2 避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表、区担当者、施設管理者からなる避難所運営委員会(以下「委員会」という。)を組織します。
 - (1) 委員会は、毎日定時に定例の会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織として、総務、管理施設、管理受付、救護、福祉、物資、食糧の運営部を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
 - (2) 食料や物資の供給を必要とする在宅避難者も登録する必要があります。
- 5 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。
 - (1) 食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
 - (2) 特別な配給を行う場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく行います。
 - (4) ミルク・おむつなど特別な要望は、避難所運営委員会で対応します。
- 6 消灯は、午後10時です。
 - (1) 廊下、通路は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
 - (2) 管理に必要な部屋は、安全確保のため点灯したままとします。
- 7 放送は、午後8時で終了します。
- 8 電話は、午前8時から午後8時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送等により呼び出しを行います。
 - (2) 公衆電話は、緊急用とします。
- 9 トイレの清掃は、午前10時、午後4時に、避難者が交替で行うこととします。
 - (1) 清掃の時間は、放送を行います。
 - (2) トイレは、それぞれのトイレに掲示する注意事項に従って使用して下さい。
- 10 防犯のため、夜間のトイレ等の施設の使用には付き添い人を求めてください。
- 11 施設内での飲酒・喫煙は、禁止します。
- 12 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
- 13 犬・猫等のペットは避難所内の決められた場所で、他の避難者に迷惑がかからないように管理をしてください。
(身体障害者補助犬法に規定される盲導犬等の補助犬は除きます。)
- 14 ごみは分別して指定された場所に出してください。
- 15 各種の伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 16 避難所の屋外に避難されている方も、同様に上記のルールを守ってください。

避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。

15. 新東三国地域災害時避難所約束ごととコロナ禍による追加項目一

コロナ禍の状況下でも安心して避難生活を送るために

1 マスクの着用をお願いします。

- (1) マスクを終日着用し、食事などでマスクを外した時はポケットに入れたり、机などに放置したりしないようにします。
- (2) マスクを触った後は必ず手洗いします。

2 換気をします。

- (1) 複数方向の窓があれば両方開け、窓が1カ所の場合は出入口扉も開ける等空気の流れができるように換気します。

3 衛生面に気をつけます。

- (1) 手洗い時のタオルは、各自の持ち物を使用します。使い捨てペーパータオルを利用する場合は、使用後にゴミ袋に廃棄して他の人に触れないようにします。
- (2) 外出から戻った際は、上着・荷物・カバン等は部屋に持ち込む前に入口の外でほつりを払い、濡れているときはふきます。
- (3) 必ず石鹸での手洗いを励行します。
- (4) 感染予防の観点からも口腔内を清潔に保つため歯磨きを励行します。

4 人との接触に注意します。

- (1) 面談する場合は、最低2mあけて、テーブルなどでは向かい合わせにならないように着席し、15分以上にならないようにします。
- (2) 感染の可能性のある人に接触したら、マスクを取り替え、手洗いし、衣服も着替えるか消毒します。
- (3) スリッパ等の室内履きも共有しません。

5 食事の時は次のことに注意します。

- (1) 食事は同じ方向に並んで座るようにします。向かい合わせは禁止です。
- (2) 食事は家族単位とし、ほかの避難者と集まって食べないようにします。
- (3) 食器は使い捨てにします。

6 ゴミの処理のご協力をお願いします。

- (1) 配布されたゴミ袋で家族単位でゴミを集めて密封し、決められた集積場所に廃棄します。

7 寝る場所（高さ）に気をつけます。

- (1) 寝る場所ではできるだけ床から高くしてほつりを吸い込まないようにします。

8 共有スペースの消毒等にご協力ください。

- (1) 共用で触るところ(ドアノブ、引き戸口、テーブル、窓ガラス、手すり、水道栓など)は30分毎に消毒液で拭き取ります。

9 簡易トイレを使用した場合は次のことに注意します。

- (1) 袋は使用のたびに交換します。
- (2) 避難所受付は玄関近くに設け、手指用消毒液を常備します。
- (3) 一般スペースと療養スペース避難者の使用するトイレは完全に分けます。
- (4) 感染予防のため、避難所からの外出は必要最小限にします。

16. 復旧・復興・生活再建 ー被災後の生活についてー

二次災害を防ぐために

- ・被災した建物の応急危険度判定が行われ、3段階のステッカーが貼られます。
- ・家財道具を取りに戻ったりする際には、判定に従い注意しましょう。
- ・ただし、この判定は住宅の被害認定とは一致しません。

●調査済（緑）被災程度が小さく、使用可能

●要注意（黄）十分に注意すれば立ち入ることは可能

●危険（赤）専門家に相談して応急措置をしない限り、立ち入ることは危険

各種支援策を受けるために

- ・被災による被害があったことが認定された家屋に対しては、申請により区役所が「被災証明書」を発行します。
- ・ただし、火災による被災については消防署が「り災証明書」を発行します。

被災証明書（区役所発行）

り災証明書（消防署発行）

風水害の場合

地震の場合

地震による火災の場合

①流失

①全壊

①全焼

②床上浸水

②半壊

②半焼

③床下浸水

③一部損壊

③その他

がれきの処理

- ・全壊・半壊の家屋については市が解体の決定をする場合があります。自分で解体する場合などは、がれき処理に関する市からののお知らせに注意してください。

市税等の減免

- ・災害により納税が困難な場合には、申請に基づき市税等が減免される場合があります。

お金をおろしたいとき

- ・自動現金払出機が使用できなくなったり、家屋が損壊し通帳や印鑑が取り出せなくなることもあります。
- ・非常用持出袋に通帳のコピーや身分を証明できるものを入れておきましょう。



新東三国 地区防災計画

IV. 地域防災力を 高めていくために

1. 地域防災の現状と課題1ー振興町会・町会・自治会加入数ー	46
2. 地域防災の現状と課題2ー各振興町会の災害時の初動体制ー	47
3. 地域防災の現状と課題3ー各振興町会の想定される自然災害の被害ー	48
4. 地域防災の現状と課題4ー各振興町会の防災の取組み・訓練・設備・備蓄ー	49
5. 3年後（2024年）までのやることリスト	50
6. 5年後（2026年）までのやることリスト	51

1. 地域防災の現状と課題1 ー振興町会・町会・自治会加入数ー

振興町会	自治会・町会	全世帯数	振興町会 世帯数	自治会 世帯数
鎌田東	鎌田東	335	300	300
鎌田北	— — —	209	89	— — —
東三国 2の東	明友	602	500	500
東三国 2の南	以和貴	498	60	26
アーバイン 東三国	アーバイン 東三国	1,267	600	600
東三国 3の東	市営1棟	384	250	160
東三国 3の中	市営2棟	148	145	145
東三国 3の西	新三国	218	230	240
プライムハイツ 新大阪	プライムハイツ 新大阪	348	169	196
ユニライフ 北大阪	ユニライフ 北大阪	599	608	235
ソシエ 北大阪	ソシエ 北大阪	449	345	345

淀川区連合振興会：新東三国連合振興町会は淀川区連合振興会の下部組織です。ご近所のお付き合いはもちろん、楽しい行事を催し、地域の活動に協力することを通じて、住みよいまちづくりに努めているのが地域振興会です。

現状と課題：新東三国地域では、振興町会・町会・自治会加入数の減少が年々進んできており、危惧されています。また、2020年9月13日に行ったマッピングウォークでは、地域内の空き家・空き地状況も大変危惧する課題に上がっています。

2. 地域防災の現状と課題 2 ー各振興町会の災害時の初動体制ー

振興町会	地震津波なし の初動体制	地震津波あり の初動体制	豪雨・暴風の 初動体制	要配慮者の 支援体制
鎌田東	●	●	—	—
鎌田北	●	●	—	—
東三国 2の東	●	●	—	—
東三国 2の南	●	●	—	—
アーバイン 東三国	●	●	—	—
東三国 3の東	●	●	—	●
東三国 3の中	●	●	—	—
東三国 3の西	●	●	—	●
プライムハイッ 新大阪	●	●	—	—
ユニライフ 北大阪	●	●	—	—
ソシエ 北大阪	●	●	—	—
地域の初動体制	震度5以上で 初動開始	震度5以上かつ 津波警報で初動開始	台風上陸の可能性 3日前より初動開始	地震（津波ありなし） 豪雨水害の初動体制 が開始された時

●：ある —：まだない

現状と課題（2020年度振興町会アンケートより）：地震（津波なし・あり）の初動に関しては、2020年10月のまちなか安否確認訓練、2021年2月の避難所開設運営訓練において、各町会での初動体制についてを確認することができましたが、水害・要配慮者への支援の初動体制は今後の取組み課題になっています。

3. 地域防災の現状と課題 3 ―各振興町会の想定される被害―

	地震								風水害				
	火災	家屋破損	家具倒壊	ライフライン 不通	通信不通	鉄道・道路 不通	津波	液状化	浸水	家屋倒壊	ライフライン	通信不通	鉄道・道路 不通
鎌田東	●	●	●	●	—	●	—	—	●	●	—	—	●
鎌田北	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●
東三国 2の東	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
東三国 2の南	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
アーバイン 東三国	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
東三国 3の東	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
東三国 3の中	●	●	●	●	—	●	—	—	●	●	●	—	●
東三国 3の西	●	●	●	—	—	●	—	—	●	●	—	—	●
プライムハイッ 新大阪	●	●	●	—	—	●	—	—	—	●	●	—	●
ユニライフ 北大阪	●	●	●	●	●	●	—	●	—	●	●	—	●
ソリエ 北大阪	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

●：そう思う —：そう思わない

防災意識の現状（2020年度振興町会防災アンケートより）：災害リスクの想定には多少の差が見られるものの、地震においては、家屋倒壊や家具転倒、ライフラインの遮断、交通機関がストップするなどは同様に被害想定にあげています。また、水害に関しても、交通機関がストップすることは全振興町会が想定しています。今後の当地域の防災に対する取組みに活かしていきたいと思います。

4. 地域防災の現状と課題 4 ー各振興町会の防災の取組み・訓練・設備・備蓄ー

	主たる取組団体			訓練・点検			防災関連設備				備蓄		
	振興町会	自治会・町会	マンション管理組合	安否確認訓練	消防訓練	設備点検	消火器	AED	発電機	救助資機材	水・食料	その他の備蓄	防災の話し合い
鎌田東	—	●	—	●	—	—	●	—	—	—	—	—	—
鎌田北	●	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	●	—
東三国 2の東	●	—	—	●	—	●	●	—	—	—	—	—	—
東三国 2の南	—	●	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アーバイン 東三国	—	●	—	●	—	—	●	—	●	—	—	—	●
東三国 3の東	●	—	—	●	—	—	●	—	—	—	●	—	●
東三国 3の中	●	—	—	●	—	—	●	—	—	—	—	—	—
東三国 3の西	—	●	—	●	●	●	●	—	—	—	—	●	●
プライムハイツ 新大阪	—	●	—	●	●	●	●	—	—	—	—	—	●
ユニライフ 北大阪	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—	—	●
ソシエ 北大阪	—	—	●	●	●	●	●	●	●	—	●	—	●

●：ある —：まだない

防災意識の現状（2020年度振興町会アンケートより）：各振興町会の防災の取組み、訓練、設備、備えなどはまだまだ整備されていないのが現状です。どこまでが自助で、どこまでが近助・共助なのかなど、話し合って整備していく必要性を感じています。今回のアンケートで見えてきたことが、新東三国地域の3年後、5年後の地区防災計画を考える根拠になりました。

4. 3年後（2024年）までにやることリスト

自助力アップの為にやること

現状把握

- 現状把握の為に全世帯防災意識アンケートの実施

近助力アップの為にやること

安否のサイン（大丈夫タオル）の掲揚率アップ

- 約5,000世帯中1,000世帯の掲揚を目指す
- 安否確認シャッターポイントの選定

要配慮者支援体制

- 平時の支援体制の実施（行事への参加支援など）
- 避難時の支援体制の計画策定（避難の促しや同行など）
- 避難生活時の支援体制計画策定（災害支援物資などの配布方法など）

垂直避難体制の確立

- 垂直避難が必要な世帯把握・可視化
- 垂直避難訓練の実施

各振興町会（町会・自治会）防災力の向上

- 町会カルテの作成
- 町会避難計画の策定
- 救助資機材の充実

共助力アップの為にやること

地域防災力の向上

- 地域カルテの更新
- 避難所運営マニュアルの更新
- 水害対策の開始（訓練・マニュアル）
- 平日・夜間の避難行動計画の開始（訓練・マニュアル・タイムライン）
- 地区防災計画の地域住民への周知

情報・通信力の向上

- 自主防災組織メンバーのSNS・アプリケーションのさらなる活用

地域防災力アップの為にやること

防災人材育成

- 地域防災リーダー青年部の育成
- 小中学生の防災学習
- 小学生地区防災計画の策定

5. 5年後（2026年）までにやることリスト

自助力アップの為にやること

現状把握

- ☐ 防災意識アンケート結果を踏まえた防災の取り組みの推進

近助力アップの為にやること

安否のサイン（大丈夫タオル）の掲揚率アップ

- ☐ 約5,000世帯中1,000世帯の掲揚の定着
- ☐ 安否確認シャッターポイントの選定による安否確認時間の短縮化

要配慮者支援体制

- ☐ 平時の支援体制の定着（行事への参加支援など）
- ☐ 避難時の支援体制のルール作り（避難の促しや同行など）
- ☐ 避難生活時の支援体制のルール作り（災害支援物資などの配布方法など）

垂直避難体制の確立

- ☐ 垂直避難が必要な世帯の垂直避難先のマッチング
- ☐ 垂直避難訓練の避難時間測定（時間内での避難を目指す）

各振興町会（町会・自治会）防災力の向上

- ☐ 町会カルテの作成
- ☐ 救助資機材の充実
- ☐ 町会地区防災計画の策定

共助力アップの為にやること

地域防災力の向上

- ☐ 地域カルテの更新
- ☐ 避難所運営マニュアルの更新
- ☐ 水害対策のマニュアル化
- ☐ 平日・夜間訓練の実施
- ☐ 地区防災計画の細分化（町会エリア別・自然災害別）

情報・通信力の向上

- ☐ 地域住民を巻き込んだSNS・アプリケーションのさらなる活用

地域防災力アップの為にやること

防災人材育成

- ☐ 地域防災リーダー青年部の定着（継続的な育成へ）
- ☐ 小中学生の防災学習の継続と地域防災リーダー青年部の連携
- ☐ 小学生地区防災計画の更新（継続的な取り組みへ）



新東三国 地区防災計画

V. 地域防災力の 未来のために

小学生地区防災計画2020

- | | |
|---|----|
| 1.小学生地区防災計画①自助
—家庭内の家具の配置・固定と備蓄について— | 53 |
| 2.小学生地区防災計画②自助
—緊急時避難場所・緊急時連絡先などの家族会議— | 54 |
| 3.小学生地区防災計画③近助
—近隣住民の助け合いについて学んだこと— | 55 |
| 4.小学生地区防災計画④共助
—災害時の役割・取り組み「共助について」— | 56 |
| 5.小学生地区防災計画⑤共助
—学校の危険箇所について— | 57 |
| 6.小学生地区防災計画⑥公助
—災害時の役割・取り組み「公助について」— | 58 |

小学生地区防災計画①

作成：大阪市立新東三国小学校5年生

2020年12月



テーマ

家庭内の家具の配置・固定と備蓄
について

学んだこと

《自然災害を知ろう》

◆地震について

海溝型地震

- ・南海トラフ巨大地震
想定震度：震度6弱
津波想定：無し

内陸型地震

- ・上町断層帯地震
想定震度：震度6強

◆風水害について

- ・地域は一級河川の神崎川に面して
いて、水害が想定されている
(ハザードマップより)

考えたこと・行動したこと

《自然災害に対する日頃の備え》 —家族での話し合い—

◇自然災害が起きるとどうなる？

- ・棚の上の物が落ちてきたり、
家具が転倒して危険
- ・電気・ガス・水道などが使え
なくなって不便

◇自然災害前にしておくことは？

- ・家具の配置や固定
- ・家庭で備蓄

◇命を守るために大切なことは？

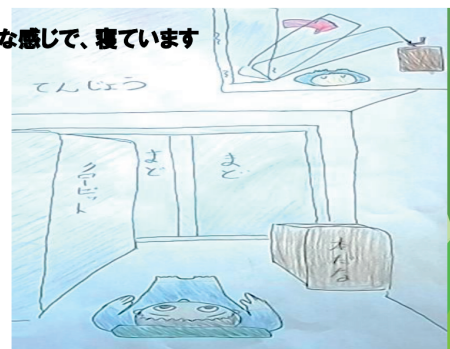
- ・防災について、家族で話し合
っておくことが大切

災害用ベルト



これなら
倒れない！

このような感じで、寝ています



備える！



命を守るために大切なこと

◎家族で話し合い

家具の危険性なところ

備蓄について



小学生地区防災計画②

作成：大阪市立新東三国小学校5年生

2020年12月



テーマ

緊急時避難場所・緊急時連絡先
についての家族会議

学んだこと

《家族会議を開こう！》

- ◆家族一人ひとりの役割を決める
 - ・災害が起きた時の役割分担
- ◆警戒レベルと避難のタイミング
 - ・警戒レベルごとの家族の役割分担
- ◆避難場所・連絡方法
 - ・家族の避難場所や集合場所、連絡方法について話し合い、決めたことは避難マップや緊急連絡カードとして記入して持ち歩く

考えたこと・行動したこと

《家族会議で話し合ったこと》

- ◇家族一人ひとりの役割を決める
 - ・ガスの元栓を閉める
 - ・コンセントを抜く など
 自分にできることは進んで行動！
- ◇警戒レベルと避難のタイミング
 - ・レベル1：避難グッズの確認
 - ・レベル3：近所のお年寄りに声をかける
- ◇避難場所・連絡方法
 - ・防災マップを作成
 - ・実際に歩いてみる
 - ・避難する時は、伝言を残す

警戒レベル1「避難グッズの確認」



1

最新情報に注意

—

早期注意情報

—

警戒レベル3



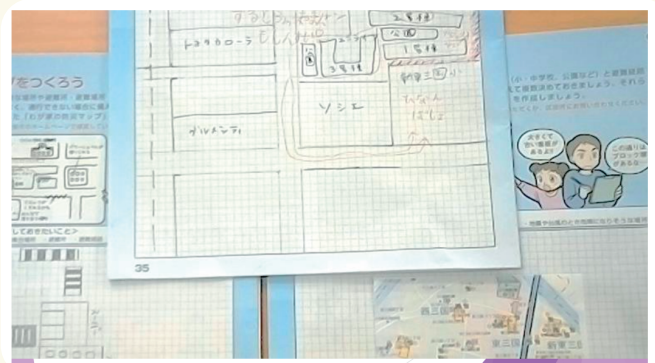
3

高齢者など避難

避難準備

大雨・洪水警報

氾濫警戒情報



元栓は
閉められるよ！

伝言を残そう！



い学ぼく
ま校く
すには
家族会議

小学生地区防災計画③

作成：大阪市立新東三国小学校5年生

2020年12月



テーマ

近隣住民の助け合いについて
学んだこと

学んだこと

《被害を小さくするために》

◆自助・共助がいのちを救う

- ・阪神・淡路大震災で生き埋めになり救助された人の98%が自助と共助で助けられた

◆自助・共助・公助とは？

- ・自助：自分（家族）のいのちを自分（家族）で守ること
- ・共助：地域でお互いに助け合うこと
- ・公助：国や市の行政機関が対策を行うこと

考えたこと・行動したこと

《地域の共助の取り組み》

◇防災訓練の参加者を増やそう！

防災訓練の目的

- ・自分のいのちを守る
- ・近くの人と協力して生きのびる

防災訓練の課題

- ・参加者が少ない

防災訓練の提案

- ・気軽に参加できるような訓練
- ・クイズ形式の訓練
- ・防災クッキング など

友人 28% **家族** 32% **自力** 35%



手づくり スリッパ



バケツリレー
のようす

Jr. リーダーによる 「東北被災地帰校報告会」



みんなで作った
ポスター

出典：大阪市立新東三国小学校5年生学習発表「災害について考えたこと」, 2020.12.7-2020.12.21

小学生地区防災計画④

作成：大阪市立新東三国小学校5年生

2020年12月



テーマ

災害時の役割・取り組み
共助について

学んだこと

《災害時の地域の役割－共助》

◆地域の人同士の助け合い

- ・もしもの時に助け合うためには、日ごろから隣近所が仲良く暮らしていることが大切

◆災害時に助けが必要な人に

- ・情報を伝えよう
- ・一緒に避難しよう
- ・避難所では助けあおう

◆災害が起さる前にしておくこと

- ・避難や避難生活で助けあう計画を立てておく

考えたこと・行動したこと

《共助のために今できること》

◇今、できること

- ・あいさつ週間を地域にも広げよう！
- ・あいさつから信頼関係を築いていきたい

◇中学生Jr.リーダーになって、できること

- ・いつでも地域にいる中学生だから助けられることがある
- ・地域をまとめるJr.リーダーになる！



信頼関係



挨拶週間の様子

わかりました。

〇〇 〇〇です。
10さいです。
住所は、ユニライプの、000-0000
です。
家族とは、全員会えています。

わたしたちも、地域をまとめる
ジュニアリーダーになる!!



小学生地区防災計画⑤

作成：大阪市立新東三国小学校5年生

2020年12月



テーマ

校内の危険箇所について

学んだこと

《災害時避難所としての小学校》

◆災害対策基本法に基づく指定避難所

- ・新東三国小学校は、震災・風水害の時の災害時避難所、津波が来る時の津波避難ビルに指定されている

◆災害時避難所の備え

- ・新東三国小学校の4階には災害時用の備蓄倉庫があり、備蓄品は行政により入れ替えなどが行われている

考えたこと・行動したこと

《校内の危険箇所を調査》

◇新東三国小学校危険箇所map

- ・靴箱
- ・×ダカやカ×の水槽
- ・図書室の本棚
- ・花瓶

◇避難所で小学生ができること

小学校の中のことは私たちが一番よく知っているので、避難所では案内係など、できることがたくさんある！

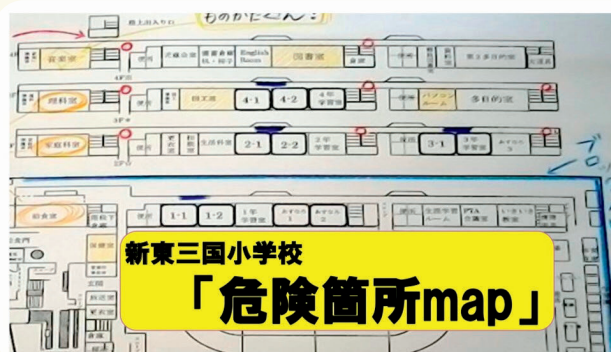
教室前ロッカー

メダカの水槽

カメの水槽



移動させた国語辞典



出典：大阪市立新東三国小学校5年生学習発表「災害について考えたこと」，2020.12.7-2020.12.21

小学生地区防災計画⑥

作成：大阪市立新東三国小学校5年生

2020年12月



テーマ

災害時の役割・取り組み
公助について

学んだこと

《公助とは》

◆行政の平時の役割

- ・地域防災計画の策定
- ・避難所の指定
- ・備蓄
- ・広報・啓発
- ・防災訓練 他

◆淀川区役所の平時の役割

- ・地域の自主防災組織支援
- ・区民・事業者支援
- ・学校支援 他

◆災害時に活躍する組織

- ・消防
- ・自衛隊

考えたこと・行動したこと

《私たちの身近な公助について》

◇備蓄倉庫の中の物の調査

入っているもの

- ・水、食品、毛布 他
- ・仮設電話、仮設トイレ 他

問題点

- ・住民数を考えると数が足りない

◇消防ポンプ収納庫の中の調査

入っているもの

- ・可搬式ポンプ
- ・ジャッキ・バール 他

◇防火水槽

東三国東公園に設置されている

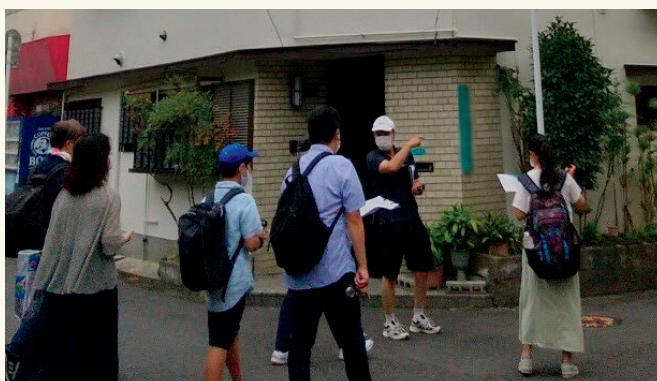


組み立て!!



出典：大阪市立新東三国小学校5年生学習発表「災害について考えたこと」，2020.12.7-2020.12.21

VI. 終わりに ー感謝を込めてー



謝辞

新東三国地区防災計画は、2020年度Yahoo!基金および地区防災計画学会のご支援により、計画策定を遂行することができました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

また、計画を進めるに際して、大阪市立大学 大学院生活科学研究科 准教授 生田英輔先生からは多くのご指導、ご助言をいただき、そのおかげで地域の実情に合った有意義な計画を策定することができましたことに関しまして、深く感謝を申し上げます。

そして計画策定の過程における訓練や研修に際し、快く支援と協力をしてくださった大阪市立大学 生田研究室の皆様に対しても、心より感謝申し上げます。

大阪市淀川区 新東三国地域

地区防災計画

2021年3月



発行：2021年3月

編集・発行：新東三国地域活動協議会

 〒532-0002 大阪市淀川区東三国2-22-10

 06-6397-7800

 shmikuni@gmail.com （団体）

 <http://shmikuni.jimdofree.com>

大阪市淀川区新東三国地域の地区防災計画は、
Yahoo!基金 防災減災活動支援助成の支援による地区
防災計画学会「地区防災計画モデル事業」として採択
され、支援を受けて発行しました。

